

「公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ」(第2回)

平成25年10月23日(水)
16時00分～
日本証券業協会 第1会議室

次 第

1. 新日銀ネット稼働開始に伴う国債RTGSガイドライン等の一部改正について
2. 新日銀ネット稼働時の過渡期の対応等について

以 上

国債 RTGS ガイドライン等の改正案についての意見照会結果について

平成 25 年 10 月 23 日

項目（ページ No）	御意見又は修正案とその理由
II. 決済の円滑化に関するガイドライン 2. 決済のメッセージフロー等 (P. 6)	「国債の払出参加者」を「国債の払出先参加者」に修正していただきたい（文言修正）。
II. 決済の円滑化に関するガイドライン 3. カットオフ・タイム等の設定 (P. 7・P. 8)	<p>(1) ②において「原則として」という文言になっているが、どのようなことを想定して変更されたのか（例えば、非居住者との取引を想定している等）。御教示いただきたい。</p> <p>コアタイムの定義をどこかで記載していただきたい。もしくは最初にコアタイムの文言が記載されている(2) ②において「日銀ネット国債系のコアタイム（午前 9 時～午後 4 時 30 分）」としていただきたい。</p> <p>供託口に係る元利払対象銘柄の振替入力締切時刻は、午後 2 時より前になる見込みである（供託口に係る振替については、カットオフ・タイム、リバーサル・タイムの適用対象外であれば、問題ない）。</p>
II. 決済の円滑化に関するガイドライン 4. 決済日における市場参加者の行動指針 (P. 10～12)	<p>「すべての決済」というところから「すべての」を削除しているが、どのようなことを想定して変更されたのか（例えば非居住者との取引を想定している等）。御教示いただきたい。</p> <p>(2) ①では、「午前中に決済が終了しなかった取引分については、・・・国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）あるいは決済指示（資金）を送信するよう依頼する」と記載されているが、国債残高不足の発生により決済指示（国債）が取り消されて決済が終了しなかった事態を考慮し、「午前中に決済が終了しなかった取引分については、・・・国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）あるいは決済指示（資金）（国債残高不足の発生により決済指示（国債）が取り消された分については、決済指示（国債）を送信するよう依頼する」と記載するとより正確ではないか。</p>

項目（ページ No）	御意見又は修正案とその理由
II. 決済の円滑化に関するガイドライン 5. 預り口等の決済の円滑化 (P. 14～P. 21)	<p>(3)①で「預り口決済については・・・記事欄を活用することとする」とあるが、記事欄を活用するのは預り口決済に限らない（信託勘定の決済（自己口に係る決済）も含まれる）点を考慮する必要はないか。</p>
	<p>(3)の題名、①、注3における「国債 DVP システム」を、「国債系システム」に修正していただきたい（文言修正）。</p> <p>—— 表現上の問題だが、FOP 決済に活用することが可能であるのは「国債系システムの記事欄」であり「国債 DVP システムの記事欄」ではない（注3 参照）。</p>
	<p>「CPU 接続（ISO20022 フォーマット）」を「CPU 接続・ULDL 機能（ISO20022 フォーマット）」に修正していただきたい（文言修正。P21 と同様）。</p>
	<p>資料3の p4 の（イ）の iii)の「口座情報」欄については、資料4には記載されていないが、良いのか。</p>
	<p>「11.3 party2」を「11.3 Party2」に、「12.3 party2」を「12.3 Party2」に修正していただきたい（文言修正）。</p>
	<p>「国債 DVP システム」を「国債系システム」に修正されてはいかがか。</p> <p>—— FOP 取引における取引 ID の活用を否定するものではないと思われるためである。</p> <p>なお上記のとおり修正される場合、（ハ）の1段落目を「・・・については、国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）及び口座振替を送信する者の任意とする。」と修正していただく必要がある。</p>
	<p>（ハ）を「・・・取引 ID の入力については、・・・を送信する者の任意とする（CPU 接続又は ULDL 機能による入力時にも、入力内容は任意とするが、入力必須であることに留意する）。ただし、・・・」と修正していただきたい。</p> <p>—— CPU 接続又は ULDL 機能の入力時には、入力必須であるため。</p>
	<p>(5)は、次のように修正して頂く必要があると思われる。</p>

項目（ページ No）	御意見又は修正案とその理由
	<p>(修正案)</p> <p>(5)「取引の種類」の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CPU 接続又は ULDL 機能による入力時には、「取引の種類」欄 (9.0 SettlementParameters—11.32.16 SecuritiesTransactionType—11.32.18 Proprietary) において、11.32.19 Identification に「TRFR」を設定し、11.32.20 Issuer に「BOJ」を設定する。これにより、日銀ネット端末の未入力時と同様に出力される。 <p>—— 日銀ネット端末の未入力時と同様に出力するためには、上記修正案のとおり入力する必要がある。また、原案では 11.32.17 Code に「TRFR」を設定することとされているが、11.32.17 に設定可能なコードは ISO20022 の Message Definition Report で限定列挙されており、「TRFR」はそれに含まれていないため、設定できない。</p> <p>(6)については、「・・・原則として、利用しない。」の後に、次の点を追記していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、日銀ネット端末画面にない項目であっても、次の項目については必須入力となる点に留意する。詳細は、日本銀行公表「日本銀行金融ネットワークシステム メッセージフォーマット仕様書（コア機能・業務データ編）」参照。 <ul style="list-style-type: none"> < 1 > ISO メッセージのスキーマ上、設定必須である項目 < 2 > ISO メッセージのスキーマ上は設定任意となっている項目（例：設定任意の親要素の配下にある、当該親要素が設定される場合に限り設定必須の子要素 A）であるが、当該電文上に存在する他の項目（例：当該親要素の配下にある子要素 B）が日銀ネットのルール上は設定必須であることにより、日銀ネットに送信する電文では設定必須となる項目（例：子要素 B を設定するためにはその親要素の設定が必要であるため、その子要素 A も設定必須となる）

項目（ページ No）	御意見又は修正案とその理由
Ⅲフェイルに関するガイドライン 6. カットオフの設定に係る取扱い(p. 29)	<p>(1)の現行「日銀ネット国債系稼働終了時刻」は、改正案において「コアタイム終了時刻」とするべきと考える。</p>
	<p>決済終了時限を新日銀ネットの稼働時間（19 時）とすることで、非居住者に対応できる時間が拡大される事になるが、一方で国内参加者側の業務処理上の時間的な制約は存在する為、決済終了の制限時刻を 19 時まで拡大したとしても現実的な対応は難しいものとする。フェイルの取扱いに係る決済終了時限は、現行の時間（新ガイドラインでのコアタイム終了時刻：16 時 30 分）が良いと思われる。</p>
	<p>フェイル取扱いの時限は、基本的にコアタイム終了時点とするべきであるが、受入れ側の合意があればコアタイム以降の時限とすることも可能とする。後者は、特に非居住者などによるコアタイム以降の取引を想定するもの。</p>
	<p>P. 8 の(2)リバーサル・タイムの設定にて、「リバーサル・タイムは、カットオフ・タイム後から日銀ネット国債系のコアタイム終了時刻までの間とする。」との記載もあることから、現行を踏襲して「日銀ネット国債系稼働終了時刻までに決済の終了しなかった取引」という記載で問題ないとする。</p>
	<p>カットオフ・タイムの遵守とリバーサル・タイムの利用にて当日決済を終了するように「4. 決済日における市場参加者の行動指針」等にも記載されており、実際にはフェイルの取扱はコアタイムの終了時刻には確定しているものと思料。P. 29 の「6. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い」(1)の後段の部分は「日銀国債系稼働終了時刻」として差し支えないと思われる。</p>
	<p>日銀ネット国債系稼働終了時刻とするのが適当と考える。【理由】P. 12 でコアタイム以外における決済を妨げないとしているため。</p>
	<p>当事者間で事前の合意がある場合のカットオフ・タイムについて、稼働時間を延長する日銀の意図を鑑み、現行どおり「日銀ネット国債系稼働終了時刻まで」とする対応が望ましいと考える。</p>
<p>案 1、案 2 ではなく、下記の表現としてはどうか。</p>	

項目 (ページ No)	御意見又は修正案とその理由
	<p>カットオフ・タイムにおいて国債資金同時受渡依頼の送信が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取扱うこととする。</p> <p>なお、市場参加者は、当事者間で事前の合意がある場合は、国債資金同時受渡依頼の送信が終了していない取引分について、カットオフ・タイム以前にフェイルとして取扱うことが出来るものとする。</p> <p>また、当事者間で事前の合意がある場合であっても、コアタイム終了時刻（※）までに決済の終了しなかった取引はフェイルとなることに留意する。</p> <p>※ コアタイム終了時刻～日銀ネット国債系稼働終了時刻までの時間帯における取引を合意している場合は、日銀ネット国債系稼働終了時刻とする。</p> <p>決済が終了しなかった場合のフェイルの確定は、「日銀ネット国債系稼働終了時刻」の 19:00 とするのが良いと考える。</p> <p>現状は、カットオフ・タイムの後、当日終了時刻の 16:30 まではリバーサル・タイムとし、当事者間の事前の合意に基づく決済が可能だが、新日銀ネットではコアタイムの終了時刻（16:30）以降も事前合意があれば決済が可能となるからである。</p> <p>国債系稼働全時間帯に亘って対応可能とする記載がよいと思われるため、原案のとおり「日銀ネット国債系稼働時間」がよいと考える。</p>
<p>IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン</p> <p>1. 標準的なネットティング・スキーム (P.33)</p>	<p>受渡金額が同額である場合のネットティング効力の発生時限を「日銀ネットのコアタイムの決済開始時刻である午前9時」とされているが、「日銀ネットの決済開始時刻である午前8時30分（または午前7時30分）」とするべきではないか。</p> <p>—— 受渡金額が同額でなく、ネットティング後の差引額の受払が必要な場合には、コアタイム前に当該差引額の決済を行うことは否定されておらず、このケースでは、決済された時点（コアタイム前）でネットティングの効力が発生すると理解している。この点を踏まえると、受渡金額が同額である場合のみ、ネットティング効力の</p>

項目（ページ No）	御意見又は修正案とその理由
	発生時限を「日銀ネットのコアタイムの決済開始時刻である午前9時」とする理由がないように思われる。また、ガイドラインの3（1）⑤で、決済の時間指定を行わないこととされていることとも整合的でないようにも思われる。

以 上

市場慣行の整備に関する対応方針について（案）

平成 25 年 10 月 23 日

1. 「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」関係

(1) 市場慣行の見直しに関する検討事項

検討事項	検討事項	内容	事務局案
1	国債DVPの決済方式の見直しに伴うデータ入力方法等について ・P.4「3. 決済日における市場参加者の行動指針」 又は ・P.6「5. 決済円滑化に係る留意事項」	・国債DVPの決済方式（メッセージフロー）の見直しにより、国債資金同時受渡依頼データについては、払出先参加者※又は受入先参加者※のいずれかが入力を行い、当該国債資金同時受渡依頼に係る決済指示のデータ入力については、払出先参加者又は資金払込先のいずれが先に行ってもよいこととなること等に伴い、以下の市場慣行を整備する。 ① 国債資金同時受渡依頼データ及び決済指示のデータの入力方法等（入力者、入力順序等）に関する市場慣行 ② 国債資金同時受渡依頼の先日付入力（受払日の前営業日の入力）の可能化に伴う、国債資金同時受渡依頼の入カタイミングに係る市場慣行 ※ 日本クリアング機構（JSCC）の取引のうち、旧日本国債清算機関（JGBCC）において行われていた国債店頭取引の清算に係る取引を含む。	・日本銀行が関係する取引を除き、以下のとおりとする。 ① 国債資金同時受渡依頼データ及び決済指示のデータの入力方法等について ・原則として、参加者間の決済においては、決済日当日に国債の払出参加者側から「国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）」を送信する。次に、受入先参加者が「決済指示（資金）」を送信する。 ただし、この原則によらない場合には、必ず当事者間で事前の合意を得るものとする。 ・「国債資金同時受渡依頼」の取消しは、その送信者が行うこととし、誤って他社送信分の取消しを行った場合は、直ちに相手方に連絡を行い適切な対応をとるものとする。 ② 国債資金同時受渡依頼の先日付入力の可能化に伴う、国債資金同時受渡依頼の入カタイミングについて ・国債資金同時受渡依頼の先日付入力は、決済日当日に残高不足を発生させないように留意する。
2	カットオフ・タイム等の設定について ・P.3「2. カットオフ・タイム等の設定」 ・P.9「6. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い」	・新日銀ネット稼働後のコアタイム（当座勘定取引：9時～17時、国債決済：9時～16時30分）の設定時間を前提※ ¹ として、カットオフ・タイムの設定※ ² 及びリバーサル・タイムの設定※ ³ に関する市場慣行を、現行どおりとすることについて ※ ¹ 「新日銀ネットの稼働時間について」（2013年7月26日付け日本銀行公表資料）を参照 ※ ² 現在の市場慣行（「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」による市場慣行）では、カットオフ・タイムは、14時としている。 ※ ³ 現在の市場慣行では、リバーサル・タイムは、14時から16時30分の間としている。このうち、16時から16時30分までの間は、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとしている。	・国債決済のコアタイムが16時30分までであることを前提として、現行どおりの市場慣行（以下のとおり）とする。 カットオフ・タイム：14時 リバーサル・タイム：14時から16時30分までの間（16時から16時30分までの間は、過誤訂正等を行うものとする。）
3	フェイルに関するガイドラインの見直しの要否について ・P.8「Ⅲ. フェイルに関するガイドライン」	・フェイルに関するガイドラインの見直しの必要性について	・フェイルに関するガイドラインの見直しは、行わない（フェイルに関するガイドラインの見直しを行う必要があるとの意見はなかった。）。

検討番号	検討事項	内容	事務局案
4	ネットティングに関するガイドラインの見直しの要否について ・P.11「IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン」	・ネットティングに関するガイドラインの見直しの必要性について	・ネットティングに関するガイドラインの見直しは、行わない（ネットティングに関するガイドラインの見直しを行う必要があるとの意見はなかった。）。 ・ただし、「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」（照合通知データフォーマット（項目定義書））については、見直しを行う（下記3. その他の検討事項②を参照）。
5	元利払対象銘柄の振替入力について ・現ガイドラインには該当項目無し。	・元利払対象銘柄の振替入力について、検討番号6（利子配分先変更依頼）との関連から、市場慣行を整備する。 ※ 新日銀ネットの下では、国債の振替（元利分離・統合を含む。）は、新日銀ネット稼働時間中、可能となる。ただし、元利払日の前営業日における元利払対象銘柄の振替入力締切時刻については、日本銀行より、元利払関係事務を円滑に進める観点から、15時とすることが適当であるとの見解が示されている。	・元利払対象銘柄の振替入力については、カットオフ・タイムを14時とし、リバーサル・タイムについては、通常16時30分までのところ、過誤訂正等を含め、入力締切時刻である15時までに行うものとする。
6	「利子配分先変更依頼」の取扱いについて ・P.5「(3) 国債DVPシステムにおける記事欄の活用」	①新日銀ネットにおいて新設される「利子配分先変更依頼」の記事欄への入力ルールを市場慣行として定める必要性について ②「利子配分先変更依頼」の入力タイミングに関し、検討番号5（元利払対象銘柄の振替入力）との関連から、市場慣行を整備する。 ※ 検討番号5の元利払対象銘柄の振替入力締切時刻（15時）後に「利子配分先変更依頼」の入力を行う場合、入力が終了するまでの間、利子額は確定しない。 また、「利子配分先変更依頼」の入力を行う前に、「利子配分先変更終了・取消（終了・取消区分：終了）」が行われると、必要な利子配分先変更依頼が行えなくなる。	① 記事欄への入力ルール ・市場慣行は設けない。 ② 入力タイミングについて ・利子配分先変更処理（事前入力分）において、利子計算用残高不足とならないよう留意する。 ・利子配分先変更依頼（即時分）は、速やかに入力を行うものとする。 ・利子配分先変更終了・取消（終了・取消区分：終了）を行う場合には、必要な利子配分先変更処理が完了したことを確認した上で行うものとする。
7	国債DVPの確認依頼事項通知機能、当座勘定（同時担保受払時決済口）が廃止されることに伴う、ガイドラインの見直しについて ・P.4～5「3. 決済日における市場参加者の行動指針」	・国債DVPの確認依頼事項通知機能や、当座勘定（同時担保受払時決済口）が廃止されることに伴う、ガイドライン改正の必要性について	① 確認依頼事項通知機能の廃止 ・現行ガイドライン3.(1)決済日当日の午前中の行動指針⑥を、以下のとおり書き改める。 「国債同時資金受渡依頼電文の内容に過誤があった場合、同受渡依頼を受信した者は、速やかに送信者に連絡をとり、当該受渡依頼電文の内容を確認のうえ、当事者間で速やかに対応することとする。」 ② 同時担保受払口の廃止 ・ガイドラインⅡ-3.- (3) -②を削除する。 ③ その他文言の修正 ・「国債受渡依頼電文」、「資金受渡依頼電文」等、現行の日銀ネットで用いられている用語については、記述内容を確認した上で、必要な字句の修正を行う。

(2) 国債系決済電文に関する検討事項

階級	検討事項	内容	事務局案
8	<p>「取引ID」の新設について</p> <p>・P.5「4. 預り口等の決済の円滑化」</p>	<p>・国債払出先・受入先等決済関係者による対象取引の特定を容易にするとともに、ISO20022電文を用いることに伴い新設される「取引ID」に関し、市場慣行を整備する。</p> <p>※1 日本銀行の国債系オペ等（国債整理基金の国債買入を含む。）や、日本銀行が外国中央銀行等のために保護預りを行う国債の払出、共通担保の受払、個人向け国債の中途換金においては、日本銀行の定めた番号が取引IDとなる。</p> <p>※2 JSCC（旧JGBCC）取扱い業務及びJSCCから送信する場合は、送信者リファレンスNOを取引IDとする仕様が提示されている。</p> <p>※3 短取研では、取引IDについて、以下の案が提示されている。</p> <p>①JSCC（旧JGBCC）を利用した取引については、JSCCリファレンスNo.を入力する。（例：J201307260000001）</p> <p>②JSCC非利用の取引については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保振のセンタリファレンスNo.を入力する。（例：12013072600000001） ・保振のセンタリファレンスNo.が無い取引や入力が必要な場合は、先頭から「ID」、「統一金融機関コード」、「取引実行日」その後任意の入力とする。（例：ID000920130726*****）」 	<p>・日本銀行が記事欄又は取引IDその他決済に係る事項に関しルールを定めた取引については、本ガイドラインにかかわらず、当該ルールに従う。</p> <p>・株式会社日本証券クリアリング機構（以下「JSCC」という。）が関係する取引のうち、国債の店頭取引の清算に係る取引であって、JSCCが記事欄又は取引IDその他決済に係る事項に関しルールを定めた取引については、本ガイドラインにかかわらず、当該ルールに従う。</p> <p>・日銀、JSCC以外との間における取引IDの入力については、国債資金同時受渡依頼を送信する者の任意とする。</p> <p>・「国債資金同時受渡依頼」を日本銀行に送信した以降の決済の一意性を決めるキーとしては、「国債資金同時受渡依頼受付案内 / 受付通知」の受付番号を用いる。</p>
9	<p>「取引の種類」の新設について</p> <p>・P.5「4. 預り口等の決済の円滑化」</p>	<p>・ISO20022電文を用いることに伴い新設される「取引の種類」に関し、市場慣行を整備する。</p> <p>※「取引の種類」については、日銀ネット端末から入力を行った場合には、日銀ネット端末の入力画面には存在しないことから、当該項目は未入力状態となるが、「TRFR（「Transfer」の略）」といった値が、自動設定により入力される。</p> <p>一方、CPU接続又はULDL機能（ファイルアップロード・ダウンロード機能）による入力時には、入力者自らが設定する必要性が生じる。</p>	<p>・CPU接続、ULDL機能でも「TRFR」を固定設定する。</p>
10	<p>「記事欄」の取扱いの変更について</p> <p>・P.5「(3) 国債DVPシステムにおける記事欄の活用」</p>	<p>・新日銀ネットにおいて、国債DVPシステムの「記事欄」のフォーマットが変更されることに伴う、記事欄に関する市場慣行（ガイドラインに記載の市場慣行）の変更の必要性について</p>	<p>・検討事項11「記事欄のフォーマット（複数分割）の設定（マッピング）について」と併せて、個別検討会にて検討</p> <p>⇒ 個別検討会における検討結果は、資料3-1「個別検討会において取りまとめた記事欄の設定に関する市場慣行案」を参照</p>
11	<p>記事欄のフォーマット（複数分割）の設定（マッピング）について</p> <p>・P.5「(3) 国債DVPシステムにおける記事欄の活用」</p>	<p>・新日銀ネット稼働後の記事欄の設定（マッピング）に関し、市場慣行を整備する。</p>	<p>・検討事項10「『記事欄』の取扱いの変更について」と併せて、個別検討会にて検討</p> <p>⇒ 個別検討会における検討結果は、資料3-1「個別検討会において取りまとめた記事欄の設定に関する市場慣行案」を参照</p>
12	<p>「記事欄」の取扱いに関するFOP決済への適用について</p> <p>・P.5欄外注記「(注3)」</p>	<p>・上記の国債DVP決済における記事欄の取扱いに関する市場慣行については、国債FOP（口座振替）決済にも適用することができる旨をガイドラインに明記する。</p>	<p>・記事欄の取扱いに関するFOP決済への適用については、現行ガイドライン記載のとおりとする。</p> <p>（参考）現行ガイドラインの記載内容</p> <p>国債DVPシステム記事欄は、DVP決済に限らずFOP決済に活用することも可能である。また、信託勘定の決済に当たり、当事者間の合意によりII. 4. (3)の活用例等に準じて信託銀行が通知するファンド・コード等を活用することも可能である。</p>

2. 「一般債の振替決済に関するガイドライン」関係

勘科	検討事項	内容	事務局案
13	当座勘定（同時決済口）の利用について ・現「一般債の振替決済に関するガイドライン」には該当項目無し。	<ul style="list-style-type: none"> 一般債のDVP決済における同時決済口の利用に関する市場慣行整備の必要性について ※ 新日銀ネットでは、一般債のDVP決済における資金決済について、現行の当座勘定の利用に加えて、当座勘定（同時決済口）の利用が可能となる。当該資金決済において、現行の当座勘定又は当座勘定（同時決済口）のいずれを利用するかについては、資金払込先が行う払込依頼の入力時において指定する必要がある。 ※ 短取研では、当座勘定の利用について、以下の案が提示されている。 ・同時決済口保有先は原則同時決済口とする。ただし、当事者間の了解により通常口も不可としない。 	<ul style="list-style-type: none"> 「一般債の振替決済に関するガイドライン」において、以下の市場慣行を整備する。 「決済においては、原則、当座勘定（同時決済口）を利用することとする。ただし、当事者間の合意により、通常口を利用することも可能とする。」

3. その他の検討事項

勘科	検討事項	内容	事務局案
①	ISO20022 電文フォーマットの項目別の利用ルールの設定	・ISO20022 電文フォーマットの項目のうち、原則使用を禁止する項目について、ルール化する。	・電文フォーマット上、任意項目かつ、日銀ネット端末の入力画面に存在しない項目については、原則として、利用しない。
②	「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」について	<ul style="list-style-type: none"> ①「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」に掲載するネットティングの照合通知データ（「照合通知データフォーマット（項目定義書）」）上の銘柄コードの取扱いについて（現行銘柄コードとするか、ISINコードとするか、市場慣行を整備する。） ②「照合通知データフォーマット」の記事欄の利用方法について 	<ul style="list-style-type: none"> ①「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」の「照合通知データフォーマット」上の銘柄コードについては、ISINコードとする。 ②「照合通知データフォーマット」上の記事欄の利用方法についての個別検討会における検討結果は、資料6「照合通知データフォーマット（項目定義書）」を参照。
③	「国債のネットティングに係る照合通知書」記載の額面金額単位の見直しについて	・「国債のネットティングに係る照合通知書」の仕様の変更について（額面欄を「千円」単位から「円」単位に変更）	・国債の最低額面は5万円（個人向け国債は1万円）であることから、特に変更は行わない。
④	口座種別「参加者分別口：71～79」の利用について	・参加者分別口：71～79の利用を予定する参加者に対し、どのような利用を想定しているのかを確認した上で、その内容を可能な範囲で本WGにおいて明示する。	⇒利用想定は、アンケート結果（「新日銀ネット稼働開始に伴う市場慣行の日証協事務局案に関する意見照会結果について」、平成25年10月8日開催の「国債RTGS等の見直しに関する中間報告会」配付の参考資料）を参照
⑤	コアタイム外での決済ルールの整備について	・コアタイム外での決済ルールの整備の必要性について	<ul style="list-style-type: none"> ・コアタイム以外の時間帯の利用に関する市場慣行は設けない。 ・「コアタイム以外の利用については、特にこれを妨げない。」との一文を加える。
⑥	記事欄等の改行コード及び使用可能文字について	・記事欄等の改行コード及び使用可能文字（「全角ひらがな漢字」が使用可能となること）に対応した市場慣行の整備の必要性について	<ul style="list-style-type: none"> ・検討事項10、11と併せて、個別検討会にて検討 ⇒ 個別検討会における検討結果は、資料3-1「個別検討会において取りまとめた記事欄の設定に関する市場慣行案」を参照
⑦	フリーの資金振替電文の記事欄等について	・資金振替電文について、先日付入力や記事欄、改行の扱い等ルール化されたものがあれば、本WGメンバー等に展開する。	・全銀協の会議体において取り扱う。
⑧	新日銀ネット稼働時の過渡期対応について	・新日銀ネット移行時の切替え過渡期の対応については、ネットティングの照合通知データ（「照合通知データフォーマット（項目定義書）」）の運用以外にも市場参加者で揃えるべき事項があるか。また、過渡期対応のために、システム、ツール等の対応が必要となる事項があるか。	⇒資料9「新日銀ネット稼働時の過渡期の対応等について」を参照

以上

個別検討会において取りまとめた記事欄の設定に関する市場慣行案

平成 25 年 10 月 23 日

新日銀ネットにおいて、国債 DVP システムの「記事欄」のフォーマットが変更（複数分割）されることに伴い、記事欄の設定について、以下のとおり取り扱うこととする。

1. 記事欄の設定に関する基本的な考え方

- ① 日本銀行が記事欄又は取引 ID その他決済に係る事項に関しルールを定めた取引については、本ガイドラインにかかわらず、当該ルールに従う。
- ② 株式会社日本証券クリアリング機構（以下「J S C C」という。）が関係する取引のうち、国債の店頭取引の清算に係る取引であって、J S C C が記事欄又は取引 ID その他決済に係る事項に関しルールを定めた取引については、本ガイドラインにかかわらず、当該ルールに従う。
- ③ 上記①、②以外については、下記 2. 入力フィールドのマッピングのとおりとする。

2. 入力フィールドのマッピング

⇒ 入力フィールドのマッピング案については、資料 8 「Q & A の追加設問イメージ（案）」の別添「入力フィールドのマッピング例」を参照

3. その他の特記事項

- 記事欄に使用する文字
 - ・記事欄に使用する文字については、原則として半角英数カナを使用することとし、改行コードは使用しない。

以 上

RTGSガイドライン主な改正点（案）

平成 25 年 10 月 23 日

I 主な改正点

1. RTGSガイドライン関係

(1) 国債DVPの決済方式（メッセージフロー）の見直しに伴うデータ入力方法等

- ① 国債資金同時受渡依頼データ及び決済指示のデータの入力方法等（入力者、入力順序 等）

< ガイドライン案 >（新旧表 P.6～7 「2. 決済のメッセージフロー等」）

① メッセージ・フロー

- ・原則として、市場参加者間の決済においては、国債の払出先参加者（以下「国債の渡し方」という。）が、決済日当日に国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）を入力する。

次に、受入先参加者（以下「国債の受け方」という。）が、決済指示（資金）を入力する。

この原則によらない場合には、必ず当事者間で事前の合意を得るものとする。

② 国債資金同時受渡依頼の取消し

- ・国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の取消しは、その送信者が行うこととし、誤って他社送信分の取消しを行った場合は、直ちに相手方に連絡を行い適切な対応をとるものとする。

② 国債資金同時受渡依頼の先日付入力に係る留意事項

< ガイドライン案 >（新旧表 P.23 「6. 決済円滑化に係る留意事項」(5)）

- ・国債資金同時受渡依頼の先日付入力は、決済日当日に残高不足を発生させないよう留意する。

(2) 元利払対象銘柄の振替入力

< ガイドライン案 >（カットオフ・タイム：新旧表 P.7、3. 「(1)カットオフ・タイムの設定」③。

リバーサル・タイム：新旧表 P.8、3. 「(2)リバーサル・タイムの設定」②)

- ①カットオフ・タイム
 - ・カットオフ・タイムは、午後2時とする（元利対象銘柄を含み、供託口に係る振替を除く。）。
- ②リバーサル・タイム（過誤訂正等を含む。）
 - ・元利払対象銘柄（供託口に係る振替を除く。）の振替入力のリバーサル・タイムについては、過誤訂正等を含め、振替入力締切時刻である午後3時までに行うものとする。

(3) 「利子配分先変更依頼」の入力タイミング

< ガイドライン案 >（新旧表 P. 23 「6. 決済円滑化に係る留意事項」(6)～(8)）

- ・利子配分先変更処理（事前入力分）において、利子計算用残高不足とならないよう留意する。
- ・利子配分先変更依頼（即時分）は、速やかに入力を行うものとする。
- ・「利子配分先変更終了・取消（終了・取消区分：終了）」を行う場合には、必要な利子配分先変更処理が受け・払いともに完了したことを確認した上で行うものとする。

(4) 国債DVPの確認依頼事項通知機能、当座勘定（同時担保受払時決済口）が廃止に伴う対応

① 確認依頼事項通知機能の廃止

< ガイドライン案 >（新旧表 P. 10、4. 「(1)決済日当日の午前中の行動指針」⑥）

- ・現行ガイドラインⅡ、3. (1)⑥を、以下のとおり書き改める。
「国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の内容に過誤があった場合、国債資金同時受渡依頼受付案内を受信した者は、速やかに送信者に連絡をとり、当該受渡依頼の内容を確認のうえ、当事者間で速やかに対応することとする。」

② 同時担保受払口の廃止

< ガイドライン案 >（新旧表 P. 12、4. 「(3)決済日当日のカットオフ・タイム後の行動指針」）

- ・現行ガイドラインⅡ、3. (3) ②を削除する。

③ その他（字句の修正）

< ガイドライン案 >

- ・「国債受渡依頼電文」、「資金受渡依頼電文」等、現行の日銀ネットで用いられている用語について、必要な字句の修正を行う。

新日銀ネット	現行日銀ネット
・国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）	・国債受渡依頼電文
・国債資金同時受渡依頼受付案内を受信	・同受渡依頼電文を受信
・決済指示（資金）	・資金受渡依頼電文

- ・以下についても、修正を行う。

新日銀ネット	現行日銀ネット	該当箇所
・日銀ネット国債系のコアタイム終了時刻	・日銀ネット国債系の稼働終了時刻	新旧表 P. 8
・コアタイム終了時刻	・稼働終了時刻	新旧表 P. 8
・コアタイム開始以降	・午前9時以降	新旧表 P. 9
・コアタイム終了時刻(注) (注) コアタイム終了時刻から日銀ネット国債系稼働終了時刻までの時間帯における取引を合意している場合は、「日銀ネット国債系稼働終了時刻」とする。	・日銀ネット国債系稼働終了時刻	新旧表 P. 29
・日銀ネットの決済開始時刻である午前8時30分（延長日は午前7時30分）	・日銀ネットの決済開始時刻である午前9時	新旧表 P. 33

。

(5) ISO20022 電文フォーマットの項目別の利用ルールの設定

① 記事欄

イ. 入力フィールドのマッピング

< ガイドライン案 > (新旧表 P.17~19、5. 「(3)国債 DVP システムにおける記事欄の活用」③))

・入力フィールドのマッピング

日銀ネットの記事欄のフォーマットに対して、以下のとおりコード・値を設定する。

(イ) CPU 接続・ULDL 機能 (ISO20022 フォーマット) の「11.0 DeliveringSettlementParties」の「11.3 Party2」及び「12.0 ReceivingSettlementParties」の「12.3 Party2」

- 日銀ネット入力画面の「記事 (国債払出先関係者1)」、「記事 (国債受入先関係者1)」

i) 「B I C」欄 (12.16.1)

・非居住者の場合は、BIC コードを入力する。

ii) 「B I C以外」欄 (12.16.3) 及び「コード設定主体」欄 (12.16.4)

・「B I C以外」欄に、金融機関の場合は4桁の統一金融機関番号、証券会社の場合は4桁の証券会社等標準コードを入力する。

・「コード設定主体」欄に、統一金融機関番号の場合は「BA」、証券会社等標準コードの場合は「SC」を入力する。

・BIC コードを利用しない等の非居住者の場合は、「B I C以外」欄に「保振統一ファンドコード」を入力し、「コード設定主体」欄に「NR」と入力する。

・ファンド・コードのマッピングについては、「B I C以外」欄に「ファンドコード」を入力し、「コード設定主体」欄に「FN」と入力する。

(ロ) CPU 接続・ULDL 機能 (ISO20022 フォーマット) の「16.2 QualifiedForeignIntermediary」

- 日銀ネット入力画面の「記事 (適格外国仲介業者)」

i) 「B I C」欄 (12.15.1)

・BIC コードを入力する。

ii) 「B I C以外」欄 (12.15.3) 及び「コード設定主体」欄 (12.15.4)

・値は入力しない。

※ 上記(ロ)の取扱いは、特定公社債対応が新日銀ネット対応後となり、新日銀ネット第二段階稼働時点においては、現行どおり QFI 情報をセットする必要があることとなった場合の設定方法を定めたものである。

⇒ 入力フィールドのマッピングイメージについては、『「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」および「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」に基づく決済についてのQ & A』において、新たな設問を設けた上で、当該設問の回答において、入力フィールドのマッピング例を明示することとしたい。(資料8参照)

ロ. 使用可能文字

< ガイドライン案 > (新旧表 P. 19、5. 「(3)国債 DVP システムにおける記事欄の活用」④))

・記事欄に使用する文字については、原則として半角英数カナを使用することとし、改行コードは使用しない。

ハ. BIC コード

< ガイドライン案 > (新旧表 P. 19、5. 「(3)国債 DVP システムにおける記事欄の活用」④))

・証券会社又は金融機関を相手方とする取引において BIC コードを使用する場合は、事前に相手方との間で合意を得るものとする。

② 取引 ID

< ガイドライン案 > (新旧表 P. 20、5. 「(4)国債 DVP システムにおける取引 ID の活用」)

- ① 国債払出先・受入先等決済関係者による対象取引の特定を容易にするとともに、ISO20022 メッセージを用いることに伴い、入出力項目として新設された取引 ID を活用することとする。
- ② 活用例は次のとおりとする。

取引 ID の入力については、国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）を送信する者の任意とする。

ただし、国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）を日本銀行に送信した以降の決済の一意性を決めるキーとしては、「国債資金同時受渡依頼受付案内 / 受付通知」の受付番号を用いる。

③ 取引の種類

< ガイドライン案 > (新旧表 P. 21、5. 「(5)「取引の種類」の設定」)

- CPU 接続又は ULDL 機能による入力時には、日銀ネット端末の未入力時と同様、「取引の種類」欄 (9.0 SettlementParameters—11.32.16 SecuritiesTransactionType—11.32.18 Proprietary) において、11.32.19 Identification (11.32.17) に「TRFR」を設定し、11.32.20 Issuer に「BOJ」を設定する。これにより、日銀ネット端末の未入力時と同様に出力される。

④ 利用制限項目

< ガイドライン案 > (新旧表 P.21、5. 「(6)ISO20022 化対応フォーマットの利用項目の制限」)

- 電文フォーマット上、任意項目かつ、日銀ネット端末の入力画面に存在しない項目については、原則として、利用しない。

⑤ 日本銀行等が別途ルールを定めた取引に係る取扱い

< ガイドライン案 > (新旧表 P.23～24、「6. 決済円滑化に係る留意事項」(9)～(10))

- 日本銀行が記事欄又は取引 ID その他決済に係る事項に関しルールを定めた取引については、本ガイドラインにかかわらず、当該ルールに従う。
- 株式会社日本証券クリアリング機構 (以下「JSCC」という。) が関係する取引のうち、国債の店頭取引の清算に係る取引であって、JSCCが記事欄又は取引 ID その他決済に係る事項に関しルールを定めた取引については、本ガイドラインにかかわらず、当該ルールに従う。

2. 「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」関係

○ 対応方針

- 「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」の「照合通知データフォーマット」上の銘柄コードについては、ISIN コードとする。
- 「照合通知データフォーマット」(CSV 形式) 上の記事欄については、**現行の項番 19 の記事欄を新日銀ネットにおいては、項番 19～26 のように分割して設定する (資料 6 「照合通知データフォーマット (項目定義書)」参照)。**

3. 一般債ガイドライン関係

< ガイドライン案 > (新旧表 P.4、II. 3. 「(1)一般債の決済方法」⑤)

- 決済においては、原則、当座勘定 (同時決済口) を利用することとする。ただし、当事者間の合意により、通常口を利用することも可能とする。

Ⅱ 実施時期

- ・ ガイドライン等の改正は、新日銀ネットの稼働日（平成 27 年秋から平成 28 年初予定）から実施する。

以 上

国債の即時グロス決済に関するガイドラインの一部改正について（案）

平成 25 年 10 月 23 日

（下線部分変更）

改正案	現 行	備 考
<p>I. 総 論</p> <p>1. 目 的</p> <p>（省略（第六段落まで、現行どおり））</p>	<p>I. 総 論</p> <p>1. 目 的</p> <p>近年、金融取引に係る「決済リスク対策」の必要性が国際的な高まりを示すなか、わが国においては日本銀行が、平成 13 年 1 月 4 日に日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）における当座預金決済及び国債決済の即時グロス決済（Real Time Gross Settlement、以下「RTGS」という。）化を実施した。</p> <p>国債決済の RTGS 化に伴い、市場参加者においては、従来とは全く異なる決済処理手続きへの移行及び決済事務の増加等に適切に対応する必要があると考えられることから、本協会では、証券会社、銀行、信託銀行及び生命保険会社の各業態からのメンバーにより組成される「国債決済 RTGS 化に関する研究会」を設置して検討を進め、国債の RTGS に関する市場慣行等について提言を取りまとめ、公表を</p>	

改正案	現 行	備 考
<p>(省略(第六段落まで、現行どおり))</p>	<p>行った。</p> <p>さらに本協会では、上記の提言を踏まえ、市場参加者が日銀ネットにおける RTGS 関連の諸規程を前提として国債の RTGS への円滑な移行を実現し、国債決済 RTGS 化後の決済環境下における決済リスクの軽減及び決済の円滑性の確保を図るために遵守すべき市場慣行等を「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」として取りまとめ、平成 12 年 8 月に公表したところである。また、本協会では、その後も適宜ガイドラインの改正を行っているところである。</p> <p>平成 21 年 5 月には、前年に起こった世界的な金融危機を踏まえ、本協会公社債委員会の下部機関として、「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」を設置し、フェイルの頻発を抑制しつつ、フェイル慣行の更なる定着を図る観点から、オフショア円決済など国際的な決済動向を踏まえた、フェイルとして取り扱う DVP 決済の範囲の見直しも含む検討を行い、平成 22 年 4 月に最終報告書を公表した。これを踏まえ、平成 22 年 6 月、本ガイドラインについて改正を行い、同年 11 月 1 日から実施した。</p>	

改正案	現 行	備 考
<p>(省略(第六段落まで、現行どおり))</p> <p>平成 25 年〇月には、<u>新日銀ネットの第二段階稼働に対応するため、本ガイドラインの全般について改正を行い、新日銀ネットの稼働日(平成〇年〇月〇日)から実施することとした。</u></p> <p>(以下、現行どおり)</p>	<p>平成 21 年 9 月には、本協会「証券受渡・決済制度改革懇談会」及び「証券決済制度改革推進会議」の下部機関である「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」を設置し、国債取引の決済リスクの軽減を図る観点から、決済期間の短縮に関する検討を行い、平成 22 年 12 月に中間報告書を公表した。平成 23 年 3 月には、国債の売買(アウトライト)取引における標準的な決済期間を T+3 から T+2 に短縮することに伴う、相対ネットイング照合事務の電子化等や異額面のペイメント・ネットイングの取扱いを取りまとめた。これを踏まえ、平成 23 年 6 月、本ガイドラインの「IV. 二当事者間におけるネットイングに関するガイドライン」について改正を行い、平成 24 年 4 月 23 日から実施した。</p> <p>(新 設)</p> <p>本協会では、国債の RTGS に際して、多くの市場参加者が本ガイドラインを参考にされることによって国債取引が一層円滑に行われることを望むも</p>	<p>・改正ガイドラインの実施日は新日銀ネットの稼働日に合わせる(稼働日決定後に定める)。</p>

改正案	現 行	備 考
	<p>のである。</p> <p>なお、本ガイドラインは、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない。</p>	

改正案	現 行	備 考
<p>Ⅱ. 決済の円滑化に関するガイドライン</p> <p>1. 決済金額の小口化 (現行どおり)</p>	<p>Ⅱ. 決済の円滑化に関するガイドライン</p> <p>1. 決済金額の小口化</p> <p>(1) 日銀ネットにおける国債決済 1 件当たりの上限額面</p> <p>1 件当たりの決済に必要な国債及び資金の所要額を削減することにより、日中の未決済残高の積上がりを抑制し、いわゆる「すくみ」の解消を図るため、各市場参加者は日銀ネット国債系において国債を決済する際の 1 件当たりの上限額面を 50 億円とする。</p> <p>なお、この取扱いは、上限額面を超える取引を行うことを何ら制約するものではない。</p> <p>(2) 上限額面超の取引の処理方法</p> <p>① 市場参加者は額面 50 億円超の取引を行った場合には、額面 50 億円を上限に同取引を分割したうえで日銀ネット国債系に入力するものとする。</p> <p>② 約定処理と決済処理における小口化後の精算金額が相違することによる混乱を避けるため、額面 50 億円超の取引の小口化に当たっては、約定伝票処理の段階から額面 50</p>	

改正案	現 行	備 考
	<p>億円を上限に小口化する。</p> <p>(3) 決済金額小口化の対象外の取引</p> <p>次に掲げる取引は、その性格から決済金額小口化の対象外とする。</p> <p>① 日本銀行との取引（T-Bill 及び長国等のオペ、新発債の払込等）</p> <p>② 財政融資資金及び国債整理基金との取引</p> <p>③ 担保の差入れ・返戻に関する取引（自己口Ⅱ及びⅣとの取引）</p>	
<p>2. 決済のメッセージフロー等</p> <p>(1) メッセージフロー</p> <p><u>原則として、市場参加者間の決済においては、国債の払出先参加者（以下「国債の渡し方」という。）が、決済日当日に国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）を送信する。</u></p> <p><u>次に、受入先参加者（以下「国債の受け方」という。）が、決済指示（資金）を送信する。</u></p> <p><u>この原則によらない場合には、必ず当事者間で事前の合意を得るものとする。</u></p> <p>(2) 国債資金同時受渡依頼の取消し</p> <p><u>国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コー</u></p>	<p>(新 設)</p>	<p>・国債資金同時受渡依頼データ及び決済指示のデータの入力方法等（入力者、入力順序等）に関する市場慣行</p>

改正案	現 行	備 考
<p><u>ド：国債）の取消しは、その送信者が行うこととし、誤って他社送信分の取消しを行った場合は、直ちに相手方に連絡を行い適切な対応をとるものとする。</u></p>		
<p>3. カットオフ・タイム等の設定 (1) カットオフ・タイムの設定 ① (現行どおり)</p> <p>② 市場参加者は、<u>原則として、カットオフ・タイムまでに国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信を終了させることとする。</u></p> <p>③ カットオフ・タイムは、午後2時とする（元利払対象銘柄を含み、<u>供託口に係る振替を除く。</u>）。</p>	<p>2. カットオフ・タイム等の設定 (1) カットオフ・タイムの設定 ① カットオフ・タイムとは、一日の決済終了を視野に入れ、フェイル^(注1)等の認識を行うため、日銀ネット国債系の稼働が終了する前に市場参加者間で策定した決済の締切時刻をいう。</p> <p>② 市場参加者は、<u>カットオフ・タイムをもってすべての国債受渡依頼電文の送信を終了させることとする。</u></p> <p>③ カットオフ・タイムは、午後2時とする。</p>	<p>・新日銀ネットで使用される用語に置換</p>
<p>(注1) (現行どおり)</p>	<p>(注1) 「フェイル」は、Ⅲ. 1を参照</p>	

改正案	現 行	備 考
<p>(2) リバーサル・タイムの設定</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② リバーサル・タイムは、カットオフ・タイム後から日銀ネット国債系の<u>コアタイム</u> (午前9時～午後4時30分) 終了時刻までの間とする。</p> <p>ただし、<u>コアタイム</u>終了時刻の30分前から<u>コアタイム</u>終了時刻までの間については、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとする(注2)。</p> <p>なお、元利払対象銘柄 (供託口に係る振替を除く。) のリバーサル・タイムについては、過誤訂正等を含め、振替入力締切時刻である午後3時までに行うものとする。</p>	<p>(2) リバーサル・タイムの設定</p> <p>① リバーサル・タイムとは、カットオフ・タイム時点において、取引当事者間で決済時刻延長の合意がなされた場合におけるフェイル状態の解消、及び決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行う時間をいう。</p> <p>② リバーサル・タイムは、カットオフ・タイム後から日銀ネット国債系の<u>稼働</u>終了時刻までの間とする。</p> <p>ただし、<u>日銀ネット国債系の稼働</u>終了時刻の30分前から<u>稼働</u>終了時刻までの間については、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとする(注2)。</p>	<p>・日銀ネット国債系の稼働時間延長に伴う修正</p> <p>・元利払対象銘柄の振替入力締切時刻への対応</p>
<p>(注2) 日銀ネット国債系の<u>コアタイム</u>における運行スケジュールに基づくリバーサル・タイムは午後2時から午後4時30分の間である。このうち、午後4時から午後4時30分までの間は、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとする。</p>	<p>(注2) <u>平成22年6月現在</u>、日銀ネット国債系の原則的な運行スケジュールに基づくリバーサル・タイムは午後2時から午後4時30分の間である。このうち、午後4時から午後4時30分までの間は、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとする。</p>	

改正案	現 行	備 考
<p>4. 決済日における市場参加者の行動指針</p> <p>(1) 決済日当日の午前中の行動指針</p> <p>① 国債の渡し方は、<u>コアタイム開始以降</u>できるだけ速やかに<u>国債資金同時受渡依頼</u>（<u>決済指示区分コード：国債</u>）の送信を行い、<u>国債資金同時受渡依頼受付案内</u>を受信した国債の受け方は、速やかに決済情報を確認のうえ、<u>決済指示（資金）</u>を送信する。</p> <p>② 国債の発行払込みを行う市場参加者は、新発債発行日における発行払込み後の決済の円滑化を図るため、<u>コアタイム開始以降</u>できるだけ速やかに発行払込みを行うものとする。</p> <p>③ 国債の渡し方は、残高がある場合、第三者からの国債の受入れを条件とした<u>国債資金同時受渡依頼</u>（<u>決済指示区分コード：国債</u>）の送信を行わない。</p> <p>④・⑤（現行どおり）</p>	<p>3. 決済日における市場参加者の行動指針</p> <p>(1) 決済日当日の午前中の行動指針</p> <p>① 国債の渡し方は、<u>午前 9 時以降</u>できるだけ速やかに<u>国債受渡依頼電文</u>の送信を行い、<u>同受渡依頼電文</u>を受信した国債の受け方は、速やかに決済情報を確認のうえ、<u>資金受渡依頼電文</u>を送信する。</p> <p>② 国債の発行払込みを行う市場参加者は、新発債発行日における発行払込み後の決済の円滑化を図るため、<u>午前 9 時以降</u>できるだけ速やかに発行払込みを行うものとする。</p> <p>③ 国債の渡し方は、残高がある場合、第三者からの国債の受入れを条件とした<u>国債受渡依頼電文</u>の送信を行わない。</p> <p>④ 日本銀行へ送信する電文は、一定の件数に到達したところで送信するのではなく、極力速やかに送信する。</p> <p>⑤ 日銀ネット国債系において決済の時間指定を行わない。</p>	<p>・新日銀ネットで使用される用語に置換（「国債受渡依頼電文」→「国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）」、「同受渡依頼電文」→「国債資金同時受渡依頼受付案内」、「資金受渡依頼電文」→「決済指示（資金）」）</p>

改正案	現 行	備 考
<p>⑥ 国債資金同時受渡依頼（<u>決済指示区分コード：国債</u>）の内容に過誤があった場合、<u>国債資金同時受渡依頼受付案内</u>を受信した者は、<u>速やかに送信者に連絡をとり</u>、当該受渡依頼の内容を確認のうえ、当事者間で速やかに対応することとする。</p> <p>⑦ （現行どおり）</p> <p>⑧ 市場参加者は、当日中の決済を円滑に完了するため、極力正午までに当日分の決済を終了させることが望ましい。</p>	<p>⑥ 国債及び資金の<u>受渡依頼電文</u>の内容に過誤があった場合、<u>同受渡依頼電文</u>を受信した者は速やかに日銀ネットにおいて<u>確認依頼電文</u>を送信し、<u>同確認依頼電文</u>を受信した者は当該受渡依頼電文の内容を確認のうえ、当事者間で速やかに対応することとする。</p> <p>⑦ 決済順位については、フェイルの影響を最小化すると同時に、その後の決済の進捗度を高めるために大口決済を優先すべきものと考えられるが、大口決済を優先することで決済がすくむこともあり得るため、各当事者間で状況をよく把握して処理する。</p> <p>⑧ 市場参加者は、当日中の決済を円滑に完了するため、極力正午までに当日分の<u>すべての決済</u>を終了させることが望ましい。</p>	<p>・ 確認依頼事項通知機能の廃止に伴う修正</p>

改正案	現 行	備 考
<p>(2) 決済日当日の正午からカットオフ・タイムまでの行動指針</p> <p>① 午前中に決済が終了しなかった取引分については、その内容を確認し、決済をすくませている相手方に連絡を行い、速やかに<u>国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）</u>あるいは<u>決済指示（資金）</u>を送信するよう依頼する。</p> <p>② カットオフ・タイム近辺に決済がずれ込む場合、国債の渡し方は決済を円滑に行うため、できるだけ早い時刻にその旨を受け方に連絡するとともに、極力連絡なく<u>国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）</u>を送信することのないよう留意する。</p> <p>③ （現行どおり）</p>	<p>(2) 決済日当日の正午からカットオフ・タイムまでの行動指針</p> <p>① 午前中に決済が終了しなかった取引分については、その内容を確認し、決済をすくませている相手方に連絡を行い、速やかに国債あるいは<u>資金の受渡依頼電文</u>を送信するよう依頼する。</p> <p>② カットオフ・タイム近辺に決済がずれ込む場合、国債の渡し方は決済を円滑に行うため、できるだけ早い時刻にその旨を受け方に連絡するとともに、極力連絡なく<u>国債受渡依頼電文</u>を送信することのないよう留意する。</p> <p>③ 市場参加者は、決済を円滑に終了するため適切なリバーサル・タイムの確保が必要であることを十分に認識し、カットオフ・タイムを遵守するものとする。</p>	<p>・新日銀ネットで使用される用語に置換</p>
<p>(3) 決済日当日のカットオフ・タイム後の行動指針</p> <p>市場参加者は、リバーサル・タイムを利用</p>	<p>(3) 決済日当日のカットオフ・タイム後の行動指針</p> <p>① 市場参加者は、リバーサル・タイムを利</p>	

改正案	現 行	備 考
<p>して、当日の決済を無事に終了するよう、当事者間で誠実に処理することとする。</p> <p>(削 除)</p>	<p>用して当日の<u>すべての決済を無事に終了するよう、当事者間で誠実に処理することとする。</u></p> <p>② <u>市場参加者は、DVP 同時担保受払口の利用に当たり、日銀ネット国債系の稼働終了時刻までに同口における国債及び資金の残高をゼロにしなければならない。これに対応するため、リバーサル・タイムにおいては、日本銀行から送信される「銘柄別担保(同時受払)現在高・価額合計通知」を参考に、状況をよく把握して処理するよう留意する。</u></p>	<p>・ 同時担保受払口の廃止に伴い削除</p>
<p><u>(4) コアタイム以外における決済について</u> <u>上記(1)～(3)の行動指針については、コアタイム以外における決済を妨げるものではない。</u></p>	<p>(新 設)</p>	

改正案	現 行	備 考
<p>5. 預り口等の決済の円滑化</p> <p>市場の決済リスクを軽減し、決済の円滑性を確保するため、預り口等の決済に関する対応について次の諸点に留意する。</p> <p>(1)・(2) (現行どおり)</p>	<p>4. 預り口等の決済の円滑化</p> <p>市場の決済リスクを軽減し、決済の円滑性を確保するため、預り口等の決済に関する対応について次の諸点に留意する。</p> <p>(1) DVP 決済への移行</p> <p>決済リスク削減の観点から、振決間参加者（国債振替決済制度上の間参加者、外国間参加者及び顧客をいう。）及び日本銀行に当座預金口座を持たない日銀ネット国債系の振決直接参加者（国債振替決済制度上の参加者をいう。）についても、預り口 DVP (Delivery Versus Payment) 及び資金代行決済を効果的に活用して、DVP 決済に移行することが望ましい。</p> <p>(2) 事務スキームの確認</p> <p>預り口等の資金決済については、基本的に決済の依頼者とそれを受ける振決直接参加者との間で事務スキームを確認する必要がある。</p> <p>当事者間で預り口等の資金決済について取決めを行う場合には、RTGS 化の流れを阻害することのないよう、また、一方の当事者が極端に不利とならないよう配慮することとする。</p>	

改正案	現 行	備 考
<p>(3) 国債系システムにおける記事欄の活用</p> <p>① 預り口等の決済については、照会事務等への対応から決済の依頼者を特定するため、国債系システムに設けられている記事欄を活用することとする^(注3)。</p>	<p>(3) 国債DVPシステムにおける記事欄の活用</p> <p>① 預り口決済については、照会事務等への対応から決済の依頼者を特定するため、国債DVPシステムに設けられている記事欄(半角英数カナ64文字)を活用することとする^(注3)。</p>	
<p>(注3) 国債系システムの記事欄は、DVP決済に限らずFOP (Free of Payment) 決済に活用することも可能である。</p>	<p>(注3) 国債DVPシステムの記事欄は、DVP決済に限らずFOP (Free of Payment) 決済に活用することも可能である。また、<u>信託勘定の決済に当たり、当事者間の合意によりII. 4. (3)の活用例等に準じて信託銀行が通知するファンド・コード等を活用することも可能である。</u></p>	<p>・ファンド・コードのマッピングについては、後記(3)③(i)ii)に記載する。</p>

改正案	現 行	備 考
<p>② 活用例は、次のとおりとする。 (削 除)</p> <p>(イ) <u>金融機関、証券会社及び非居住者との取引では、下記5.(3)③に定めるところに従う。</u></p> <p>(ロ) 上記以外の間接参加者及び顧客に関しては、特定のコード・番号は使用せず、決済の当事者となる直接参加者同士の合意に基づいた方法により入力する。</p>	<p>② 活用例は次のとおりとする。</p> <p>(イ) <u>金融機関は統一金融機関番号、証券会社は証券会社等標準コード、非居住者はスイフトのBICコードを使用し、各コード(統一金融機関番号及び証券会社等標準コードは4桁の番号、BICコードは支店コード3桁を除いた8桁の英字と数字の組み合わせ)の初めに、統一金融機関番号の場合はBA、証券会社等標準コードの場合はSC、非居住者の場合はNR(NON・RESIDENTのNR)の文字を追加して入力する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(ロ) 上記以外の間接参加者及び顧客に関しては、特定のコード・番号は使用せず、決済の当事者となる直接参加者同士の合意に基づいた方法により入力する。</p> <p>(例) <u>当該間接参加者等の名称をカタカナで記事欄に入力する。</u></p>	
(削 除)	③ <u>入力フィールドは次のとおりとする。</u>	

改正案	現 行	備 考
	<p>(表は掲載を省略)</p> <p>(イ) <u>左から 1～15 文字目を決済依頼者（国債受け方）欄、16～30 文字目を決済依頼者（国債渡し方）欄として使用する。</u></p> <p>(ロ) <u>国債受け方を表す英字 B（BENEFICIARY の B）を 3 文字目、国債渡し方を表す英字 O（ORDER の O）を 18 文字目に表示し、続けて統一金融機関番号等、決済依頼者を特定するためのコードを表示する。</u> <u>（31 文字目からは、特に使用方法を定めず空欄としておくこと。）。</u></p>	

改正案	現 行	備 考
<p>③ <u>入力フィールドのマッピング</u> 日銀ネットの記事欄のフォーマットに対して、以下のとおりコード・値を設定する。</p> <p>(イ) <u>CPU 接続・ULDL 機能</u>(ISO20022 フォーマット) の 「 11.0 DeliveringSettlementParties」の「11.3 Party2 」 及び 「 12.0 ReceivingSettlementParties」の「12.3 Party2」</p> <p>- 日銀ネット入力画面の「記事(国債払出先関係者1)」、「記事(国債受入先関係者1)」</p> <p>i) 「B I C」欄 (12.16.1) ・非居住者の場合は、BIC コードを入力する。</p> <p>ii) 「B I C以外」欄 (12.16.3) 及び 「コード設定主体」欄 (12.16.4) ・「B I C以外」欄に、金融機関の場合は4桁の統一金融機関番号、証券会社の場合場合は4桁の証券会社等標準コードを入力する。</p> <p>・「コード設定主体」欄に、統一金融</p>	<p>(新 設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記事欄の設定についてルールを規定することとし、併せて、以下の事項も規定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「ファンドコード」の設定方法 ➤ BIC コードの使用について ➤ 使用可能文字の拡張等について

改正案	現 行	備 考
<p>機関番号の場合は「BA」、証券会社等標準コードの場合は「SC」を入力する。</p> <p>・BICコードを利用しない等の非居住者の場合は、「B I C以外」欄に「保振統一ファンドコード」を入力し、「コード設定主体」欄に「NR」と入力する。</p> <p>・ファンド・コードのマッピングについては、「B I C以外」欄に「ファンドコード」を入力し、「コード設定主体」欄に「FN」と入力する。</p> <p>(ロ) CPU 接続・ULDL 機能 (ISO20022 フォーマット) の「 16.2 QualifiedForeignIntermediary」</p> <p>- 日銀ネット入力画面の「記事 (適格外国仲介業者)」</p> <p>i) 「B I C」欄 (12. 15. 1)</p> <p>・BICコードを入力する。</p> <p>ii) 「B I C以外」欄 (12. 15. 3) 及び「コード設定主体」欄 (12. 15. 4)</p> <p>・値は入力しない。</p>		<p>・現行日銀ネットで「BNR / ONR +保振統一ファンドコード」を設定しているケースについて規定</p> <p>・ファンド・コードのマッピングについて規定</p>

改正案	現 行	備 考
<p>※ <u>上記(ロ)の取扱いは、特定公社債対応が新日銀ネット対応後となり、新日銀ネット第二段階稼働時点においては、現行どおり QFI 情報をセットする必要があることとなった場合の設定方法を定めたものである。</u></p>		
<p>④ <u>その他の特記事項について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>記事欄に使用する文字については、原則として半角英数カナを使用することとし、改行コードは使用しない。</u> • <u>証券会社又は金融機関を相手方とする取引において BIC コードを使用する場合は、事前に相手方との間で合意を得るものとする。</u> 	<p>(新 設)</p>	
<p>⑤ (現行どおり)</p>	<p>④ 自己勘定に係る決済を行う際は、自己口の記事欄に自己の金融機関コード等を入力しないこととする。</p>	

改正案	現 行	備 考
<p>(4) 国債系システムにおける取引 ID の活用</p> <p>① <u>国債払出先・受入先等決済関係者による対象取引の特定を容易にする</u>とともに、<u>ISO20022 メッセージを用いることに伴い、入出力項目として新設された取引 ID を活用することとする。</u></p> <p>② <u>活用例は次のとおりとする。</u> <u>取引 ID の入力については、国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）及び口座振替を送信する者の任意とする。</u></p> <p><u>ただし、国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）を日本銀行に送信した以降の決済の一意性を決めるキーとしては、「国債資金同時受渡依頼受付案内 / 受付通知」の受付番号を用いる。</u></p>	<p>(新 設)</p>	<p>・取引 ID の取扱いについて規定</p>
<p>(5) 「取引の種類」の設定</p> <p>： <u>CPU 接続又は ULDL 機能による入力時には、日銀ネット端末の未入力時と同様、「取引の種類」欄（9.0 SettlementParameters - 11.32.16 SecuritiesTransactionType -</u></p>	<p>(新 設)</p>	<p>・「取引の種類」について、「CPU 接続、ULD L 機能でも「TRFR」、「BOJ」を固定設定する」旨規定。</p>

改正案	現 行	備 考
<p>11.32.18 Proprietary)において、11.32.19 Identification に「TRFR」を設定し、11.32.20 Issuer に「BOJ」を設定する。これにより、日銀ネット端末の未入力時と同様に出力される。</p>		
<p>(6) <u>ISO20022 化対応フォーマットの利用項目の制限</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>電文フォーマット上、任意入力項目かつ、日銀ネット端末画面にない項目については、原則として、利用しない。</u> 	<p>(新 設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO20022 化対応フォーマットの利用項目の制限を規定。

改正案	現 行	備 考
<p><u>6. 決済円滑化に係る留意事項</u></p> <p>(1)、(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 市場参加者は、<u>国債資金同時受渡依頼</u>（<u>決済指示区分コード：国債</u>）の送信に当たり、国債残高が不足をするような送信を行わないこととする。</p> <p>(4) (現行どおり)</p>	<p><u>5. 決済円滑化に係る留意事項</u></p> <p>(1) 決済量が大量となる市場参加者においては、決済情報を自社のコンピュータで処理し、日銀ネットを通じ国債及び資金の残高を確認のうえ、速やかに入力処理できる体制を確立することが望ましい（日銀ネットとの CPU 接続も有効な方策と考えられる。）。</p> <p>(2) 日本銀行では、国債決済の RTGS 化に伴う資金需要の増加に対応するため、日中流動性を供与するための DVP 同時担保受払機能を設けている。各市場参加者は同機能を活用するなどして資金不足による決済の遅れが発生しないよう対応することとする。</p> <p>ただし、同機能を利用する際は、担保の掛け目分の資金（不足分）を事前に確保しておくことに留意する。</p> <p>(3) 市場参加者は、<u>国債受渡依頼電文</u>の送信に当たり、国債残高が不足をするような送信を行わないこととする。</p> <p>(4) 国債と資金が別に動く決済（FOP 決済）及び書面決済については、DVP 決済と比べて決</p>	

改正案	現 行	備 考
<p>(5) <u>国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の先日付入力は、決済日当日に残高不足を発生させないよう留意する。</u></p> <p>(6) <u>利子配分先変更処理（事前入力分）において、利子計算用残高不足とならないよう留意する。</u></p> <p>(7) <u>利子配分先変更依頼（即時分）は、速やかに入力を行うものとする。</u></p> <p>(8) <u>利子配分先変更終了・取消（終了・取消区分：終了）を行う場合には、必要な利子配分先変更処理が受け・払いともに完了したことを確認した上で行うものとする。</u></p> <p>(9) <u>日本銀行が記事欄又は取引 ID その他決済に係る事項に関しルールを定めた取引については、本ガイドラインにかかわらず、当該ルールに従う。</u></p>	<p>済リスクが高いうえ、国債と資金の残高管理及び決済のタイミング等を総合的に判断して行うこととなるため、そのコントロールには相応の負荷が予想される。したがって、DVP決済が可能な市場参加者については、できる限り DVP 決済を行うこととする。</p> <p>(5)～(10) (新 設)</p>	<p>P15・P20 の記載削除に代わり、(9)、(10)を追加</p>

改正案	現 行	備 考
<p>(10) 株式会社日本証券クリアリング機構(以下「J S C C」という。)が関係する取引のうち、国債の店頭取引の清算に関する取引であって、J S C Cが記事欄又は取引 ID その他決済に係る事項に関しルールを定めた取引については、本ガイドラインにかかわらず、当該ルールに従う。</p>		
<p>Ⅲ. フェイルに関するガイドライン</p> <p>1. ～5. (現行どおり)</p>	<p>Ⅲ. フェイルに関するガイドライン</p> <p>1. フェイルの定義</p> <p>国債の受け方が、その渡し方から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、対象債券を受け渡されていないことをいう。</p>	
	<p>2. フェイル解消の誠実努力義務</p> <p>フェイルは、決して推奨すべき状態ではなく、また、フェイルの多発は取引の円滑化、市場流動性の確保という本来の目的に反することになり兼ねないことから、市場参加者はフェイルを可能な限り回避することが求められる。やむを得ずフェイルとなった場合には、取引当事者間で誠実に対応し、フェイルの早期解消に努めなければならないものとする。</p>	

改正案	現 行	備 考
	<p>なお、フェイル発生時にフェイルした渡し方は、フェイルされた受け方よりフェイル発生の経緯説明を求められた場合は、経緯説明に努めなければならないものとする。</p>	
	<p>3. フェイルに関するガイドラインの前提</p> <p>(1) 市場参加者は、下記のフェイル・コストに関する考え方に鑑み、フェイルとして取り扱うためには、DVP 決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含む。）が前提となることに留意する。</p> <p>なお、DVP 決済には、ユーロクリアやクリアストリームなど海外における決済を含む。</p> <p>(2) フェイルに関するガイドラインの対象となる取引は、売買取引及びレポ取引（条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済をいう。以下同じ。）である。</p> <p>(3) 売買取引及びレポ取引の受渡しについては、売買取引の空売りにあっては「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第 4 条、レポ取引にあっては「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第 11 条又</p>	

改正案	現 行	備 考
	<p>は「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」第13条に定める方法により行うものとする。</p> <p>(4) フェイルの発生をもって取引の解除権を行使しないこととする。</p> <p>(5) 国債の受け方が資金を用意できないことにより決済未了に陥る状態は、認めないこととする。</p> <p>(6) 本ガイドラインに定めるフェイル以外の決済未了については、当事者間において対応することとする。</p>	
	<p>4. フェイル・コストに関する考え方</p> <p>(1) フェイルした渡し方は、本来支払いを受けべき資金を受け方から受け取ることができないため、債券保有のための資金調達コストを負担したり、受け取るべき資金運用益を放棄することとなるほか、経過利子については予定されていた決済日までの経過利子しか受け取ることができない。</p> <p>(2) 一方、フェイルされた受け方は、予定された決済日から実際に債券を受領するまでの経過利子を受け取れるとともに、決済未了により滞留する手元資金を運用することができ</p>	

改正案	現 行	備 考
	<p>る。</p> <p>(3) また、低金利下においては、上記(1)、(2)でいう経済合理性が有効に機能せず、フェイルの多発といった事態が発生する懸念もあることから、フェイルされた受け方は、フェイルした渡し方に対して、フェイルチャージ(フェイルした渡し方に対して、金銭負担として賦課されるものをいう。以下同じ。)を請求できる。</p> <p>(4) したがって、フェイルについては特別の罰則を設けず、遅延損害金等の授受は行わないこととする。</p>	
	<p>5. フェイルチャージの取扱い</p> <p>(1) フェイルチャージの導入前の準備や計算・請求、受払い等の実務については、別に定める「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」(以下「実務取扱指針」という。)により行うものとする。</p> <p>(2) 市場参加者は、全ての DVP 決済の取引について、フェイルチャージを請求することができる。</p> <p>(3) 市場参加者は、フェイルチャージを導入するに当たり、実務取扱指針に定める事前通知</p>	

改正案	現 行	備 考
	<p>などの方法により、取引当事者間で事前の合意が成立している必要があることに留意する。</p> <p>(4) フェイルチャージの算出は、以下の方法により行うものとする（計算式における定義等は実務取扱指針参照）。</p> $\sum_{\text{フェイル期間}} \frac{1}{365} \times \max(3\% - \text{参照レート}, 0) \times \text{受渡金額}$	

改正案	現 行	備 考
<p>6. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い</p> <p>(1) カットオフ・タイムにおいて<u>国債資金同時受渡依頼</u>（<u>決済指示区分コード：国債</u>）の送信が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこととする。</p> <p>なお、市場参加者は、当事者間で事前の合意がある場合は、<u>国債資金同時受渡依頼</u>（<u>決済指示区分コード：国債</u>）の送信が終了していない取引分について、カットオフ・タイム以前にフェイルとして取り扱うことができるものとする。また、当事者間で事前の合意がある場合であっても、コアタイム終了時刻（注）までに決済の終了しなかった取引はフェイルとなることに留意する。</p> <p>（注） コアタイム終了時刻から日銀ネット国債系稼働終了時刻までの時間帯における取引を合意している場合は、「日銀ネット国債系稼働終了時刻」とする。</p> <p>(2) （現行どおり）</p>	<p>6. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い</p> <p>(1) カットオフ・タイムにおいて<u>国債受渡依頼電文</u>の送信が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこととする。</p> <p>なお、市場参加者は、当事者間で事前の合意がある場合は、<u>国債受渡依頼電文</u>の送信が終了していない取引分について、カットオフ・タイム以前にフェイルとして取り扱うことができるものとする。また、当事者間で事前の合意がある場合であっても、日銀ネット国債系稼働終了時刻までに決済の終了しなかった取引はフェイルとなることに留意する。</p> <p>(2) 市場参加者は、上記(1)の適用対象となった場合、フェイルの多発を避けるために当事者</p>	<p>・「日銀ネット国債系稼働終了時刻」を「コアタイム終了時刻」とした上で、コアタイム終了時刻から日銀ネット国債系稼働終了時刻までの時間帯における取引を合意している場合は、「日銀ネット国債系稼働終了時刻」とすることを注意書で追加。</p>

改正案	現 行	備 考
	間で誠実に対応するものとする。	
<p>7. (現行どおり)</p>	<p>7. フェイル状態の解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受払い処理</p> <p>(1) フェイル状態の解消前に利払いが行われた場合、受け方は本来受け取るべき利金相当額を渡し方に請求することとし、渡し方は利金相当額を受け方に支払うこととする。</p> <p>(2) フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合、受け方は本来受け取るべき償還金及び利金相当額を渡し方に請求することとし、渡し方は対象債券に係る原約定の精算金額を受け方から受領することを条件として、償還金及び利金相当額を受け方に支払うこととする。</p> <p>なお、フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合における当事者間の取引は、この受払いをもって終了したものとする。</p>	
<p>IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン</p> <p>1. 標準的なネットティング・スキーム</p> <p>市場参加者は、以下の取扱いを行うに当たり、書面の有無は問われないものの、当事者間で事前に本取扱いを行う旨の合意が成立している必要</p>	<p>IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン</p> <p>1. 標準的なネットティング・スキーム</p> <p>市場参加者は、以下の取扱いを行うに当たり、書面の有無は問われないものの、当事者間で事前に本取扱いを行う旨の合意が成立している必要</p>	

改正案	現 行	備 考
があることに留意する ^(注4) 。	があることに留意する ^(注4) 。	
(注4) (現行どおり)	(注4) 本取扱いの取りまとめに当たっては、その日本法上の有効性を弁護士に確認している。	
(1)～(8) (現行どおり)	<p>(1) ネットティングの形態</p> <p>二当事者間で履行期を同じくする国債の引渡債務及びこれに伴う資金の支払債務がそれぞれ相対立する形で存在する場合に、これら債務を国債、資金ごとに差引計算し、それらの差引額について決済を行う形態とし、この差引額決済が完了しない限りは、当該ネットティングの対象となっている原約定の債権債務の関係がそのまま存続することとする（以下「バイラテラルのペイメント・ネットティング」という。）。</p> <p>(2) 対象となる決済数量</p> <p>同一銘柄・同一額面の国債に係る取引のネットティング（以下「ペアオフ」という。）を対象とする。</p> <p>(3) 対象となる決済方法</p> <p>DVP 決済の取引を対象とする。</p>	
	(4) 対象となる取引の約定照合時限	
	受渡日を基準とし、受渡日前営業日の約定照	

改正案	現 行	備 考
	合時限の目安（午後 3 時 30 分から午後 3 時 45 分）までに約定照合が完了した ^(注5) 取引を対象とする。	
	^(注5) (株)証券保管振替機構が提供する決済照合システムを使用した約定照合の場合、「約定照合が完了した」とは、同システムを通じて売買報告データが承認されたこと又は一致したことをいう。	
	(5) 対象となる取引種別 売買（条件付売買を含む。）取引同士及び現金担保付貸借取引同士、並びにこれらの取引相互間を対象とする ^(注6) 。	
	^(注6) 条件付売買取引はスタート取引及びエンド取引、現金担保付貸借取引は貸出及び返済を対象とする。	
	(6) 対象となる国債の保有形態 振替国債を対象とする。 (7) 対象となる口座 取引口座単位に行うものとし、異なる取引口座間におけるネットィングは行わない。 (8) ペア付けの方法 受渡金額をキーとして、受渡金額の大きいものから順にペア付けを行う。 なお、同一受渡金額の取引が存在する場合	

改正案	現 行	備 考
<p>(9) 受渡金額が同額である場合のネットィング効力の発生時限</p> <p>ネットィング対象取引双方の受渡金額が同額であり、ネットィングの結果、実際に資金の受払いが生じなかった場合には、決済日当日における日銀ネットの決済開始時刻である午前8時30分(延長日は午前7時30分)をもってネットィングの効力が発生することとする。</p> <p>(10) (現行どおり)</p>	<p>の取扱いは、取引当事者間で確認することで対応する。</p> <p>(9) 受渡金額が同額である場合のネットィング効力の発生時限</p> <p>ネットィング対象取引双方の受渡金額が同額であり、ネットィングの結果、実際に資金の受払いが生じなかった場合には、決済日当日における日銀ネットの決済開始時刻である午前9時をもってネットィングの効力が発生することとする。</p> <p>(10) 資金決済口座の指定</p> <p>原則として、日本銀行当座預金口座を指定する。</p>	
<p>2. 標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>2. 標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング</p> <p>(1) 市場全体としての決済量の圧縮等による事務効率の向上、資金負担の削減の観点から、当事者間の合意がある場合には、上記1. に示す「標準的なネットィング・スキーム」の「バイラテラルのペイメント・ネットィング」を前提としたうえで、上記1. の(2)及び(8)の項目を変更した、同一銘柄・異額面の国債</p>	

改正案	現 行	備 考
	<p>に係る取引のネットィング（以下「異額面のペイメント・ネットィング」という。）を「標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング」として行うことができる。</p> <p>ただし、この場合においても、決済の円滑性確保等の観点から上記1. の(3)～(7)、(9)及び(10)の項目は、標準的なネットィング・スキームに基づいて行うこととする。</p> <p>(2) (1)に基づいて、異額面のペイメント・ネットィングを行う場合には、「1対1の異額面のペイメント・ネットィング」又は「集約方式の異額面のペイメント・ネットィング」のいずれの方法を選択するか当事者間で合意したうえで、上記1. の(8)の項目によらず、以下の取扱いを行う。</p> <p>① 1対1の異額面のペイメント・ネットィング</p> <p>1対1の異額面のペイメント・ネットィングを行う場合のペア付けは、標準的なネットィング・スキームにおけるペアオフの対象とならなかった取引に関し、次の手順により行う。</p>	

改正案	現 行	備 考
	<p>(イ) ペアオフの対象とならなかった取引に関し、額面金額をキーとして、額面金額の大きいものから順にペア付けを行う。</p> <p>(ロ) 額面金額が同一の取引が複数ある場合には、受渡金額の大きいものから順にペア付けを行う。</p> <p>(ハ) 額面金額及び受渡金額が同一の取引が複数ある場合には、約定日付の古いものから順にペア付けを行う。</p> <p>(ニ) 額面金額、受渡金額及び約定日付が同一の取引が存在する場合の取扱いは、当事者間で確認することで対応する。</p> <p>② 集約方式の異額面のペイメント・ネットィング</p> <p>集約方式の異額面のペイメント・ネットィングとは、標準的なネットィング・スキームにおけるペアオフの対象とならなかった取引に関し、同一銘柄における決済総額を算出し、その差引額を決済する方式の異額面のペイメント・ネットィングをいう。</p> <p>集約方式の異額面のペイメント・ネットィングは、次の手順により行う。</p>	

改正案	現 行	備 考
	<p>(イ) ペアオフの対象とならなかった取引に関し、銘柄ごとに、国債の渡し方となっている全ての取引の引渡総額と、国債の受け方となっている全ての取引の受取総額を算出する^(注7)。</p>	
	<p>^(注7) 引渡総額及び受取総額は、額面金額で算出する。</p>	
	<p>(ロ) (イ)の引渡総額と受取総額のいずれか大きい方を構成する全ての取引を次の手順に従って順位付けする。</p> <p>(a) 額面金額をキーとして、額面金額の大きいものから順位付けする。</p> <p>(b) 額面金額が同一の取引が複数ある場合には、受渡金額の大きいものから順位付けする。</p> <p>(c) 額面金額及び受渡金額が同一の取引が複数ある場合には、約定日付の古いものから順位付けする。</p> <p>(d) 額面金額、受渡金額及び約定日付が同一の取引が存在する場合の取扱いは、当事者間で確認することで対応する。</p> <p>(ハ) (ロ)における順位付けの高い取引から、</p>	

改正案	現 行	備 考
	<p>(イ)の引渡総額と受取総額のいずれか小さい方の金額を超えるまで、取引の額面金額を集計する。</p> <p>(ニ) (イ)の引渡総額と受取総額のいずれか小さい方を構成する全ての取引と、(ハ)で額面金額を集計した取引を対象に異額面のペイメント・ネットィングを行う。</p> <p>(ホ) (ニ)において、異額面のペイメント・ネットィングの対象外とされた取引は、グロス決済とする。</p> <p>(3) 市場全体としての決済量圧縮の観点から、各市場参加者のネットィング導入を一層容易にするため、上記1. に示す「標準的なネットィング・スキーム」の「バイラテラルのペイメント・ネットィング」における「ペアオフ」を前提としたうえで、上記1. の(3)～(5)の項目を当事者間の合意によって変更したネットィングを「標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング」として行うことも可能とする^(注8)。</p> <p>ただし、この場合においても、決済の円滑性確保等の観点から上記1. の(6)～(10)の項</p>	

改正案	現 行	備 考
	<p>目は、標準的なネットティング・スキームに基づいて行うこととする。</p>	
	<p>(注8) 例えば、FOP 決済のペアオフ、無担保の債券貸借取引同士のペアオフ等がある。</p>	
	<p>(4) 「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」における法的有効性については、標準的なネットティング・スキームと同様である。</p>	
	<p>3. 事務手続き</p> <p>(1) ペア付け及び順位付けの指図</p> <p>当事者間の合意に基づき、その都度連絡は行わず、ペアオフや異額面のペイメント・ネットティングのペア付け及び順位付けをすることとする。</p> <p>(2) ネットティングの照合通知</p> <p>受渡日前営業日の午後 4 時までに両当事者で合意したネットティング対象取引を照合通知に記載し、相互に同通知を送付する。照合通知については、「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」で定める様式を利用するものとする。</p> <p>(3) ネットティングの照合時限</p>	

改正案	現 行	備 考
	<p>受渡日前営業日の午後 5 時までに照合を完了する。</p> <p>(4) 照合通知の送付方法 当事者間の合意に基づく方法を利用する^(注9)。</p>	
	<p>^(注9) 具体的な送付方法の例については、「相對ネットィング照合等の実務に関する取扱指針」を参照。</p>	
	<p>(5) 照合通知の確認方法 取引先間相互に行うこととする。</p> <p>(6) 異議の通知 内容に異議等がある場合は、受渡日前営業日の午後 5 時までに最終的に正しい照合通知を送付することにより、照合を完了させることとする。</p> <p>(7) 照合部署 原則として、バックオフィス・セクションで行うこととする。 ただし、各市場参加者において、個別の事情に応じて別途の照合部署を指定し、取引相手先に通知を行うことも可能とする。</p>	
	<p>4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知との関係</p>	

改正案	現 行	備 考
	<p>市場参加者は、任意に事前確認書（参考様式 1 参照）及び事前通知書（参考様式 2 参照）を取り交わすこととするが、これらの書面を取り交わすことにより、容易に「標準的なネットィング・スキーム」及び「標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング」を行う際の合意内容、資金決済口座及び担当者名等を確認できる。</p> <p>事前に当事者間の合意により事前確認書及び事前通知書を取り交わす場合は、次の点に留意して対応する必要がある。</p> <p>(1) 事前確認書及び事前通知書は相互に通知し合うことを基本とし、事前に確認した内容と通知された事前確認書及び事前通知書に相違がある場合は、当事者間で再度確認する。</p> <p>(2) 事前確認書及び事前通知書並びに照合通知書上に「日本証券業協会の『国債の即時グロス決済に関するガイドライン』の『IV. 二当事者間におけるネットィングに関するガイドライン』に基づいたネットィング」と明記していることから、これらの書面のいずれを用いても「標準的なネットィング・スキーム」及び「標準的なネットィング・スキームに準</p>	

改正案	現 行	備 考
	<p>じたネットィング」の合意を容易に確認することができる。</p> <p>なお、照合通知を電子的に送付する場合には、「日本証券業協会の『国債の即時グロス決済に関するガイドライン』の『IV. 二当事者間におけるネットィングに関するガイドライン』に基づいたネットィング」である旨を当該照合通知上に記載することが実務上困難であることも考えられるため、事前に事前確認書及び事前通知書を取り交わすことにより、照合通知の送付方法や同旨の確認を行うことが適当と考えられる。また、照合通知に押印することは実務上困難であり、記名押印によって合意形成の確認を望む市場参加者にとっては、事前確認書及び事前通知書により確認を行うことが適当と考えられる。</p> <p>(3) 事前確認書及び事前通知書を取り交わした場合、同書で確認したネットィングの内容と照合通知に記載される取引の内容に齟齬が生じることも想定される。その場合の事前確認書と照合通知の関係については、まず当事者間で直前に確認した結果である照合通知の内</p>	

改正案	現 行	備 考
	<p>容が優先するが、当事者間で照合通知に記載された内容に合意できない場合は、事前確認書の内容にしたがって処理することとする。</p>	
	<p>5. 「バイラテラルのペイメント・ネットィング」以外のネットィングについて</p> <p>市場参加者間において、「標準的なネットィング・スキーム」によるネットィング及び「標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング」によらず、決済量の圧縮等による事務効率の向上、資金負担の削減が期待できる「バイラテラルのペイメント・ネットィング」以外のネットィング^(注10)を行う旨を合意することも考えられるが、こうしたネットィングの取扱いを行うに当たっては、次の点に留意して対応する必要がある。</p>	
	<p>^(注10) 例えば、オブリゲーション・ネットィング(当事者間において履行期を同じくする複数の債権と債務が発生する場合に、新たな債権が発生する都度、履行期の到来を待つことなく債権と債務の差引きを行い、その履行期に履行すべき債権を一本化して決済する方式)がある。</p>	
	<p>(1) ネットィングに関しては、差引額相当の国債又は資金の決済について、国債のフェイル</p>	

改正案	現 行	備 考
	<p>又は資金の決済未了が生じる場合も想定する必要があり、国債のフェイル又は資金決済の未了時にどの取引分が対象となるか選別し、どのように対応を行うかといった実務的な点も考慮しなければならない。</p> <p>(2) 市場参加者間でネットィング・スキームを取り決めるに当たっては、事務効率だけではなく、RTGS 化の本来の趣旨の1つである決済リスクの削減も十分考慮しなければならない。</p> <p>(3) 「バイラテラルのペイメント・ネットィング」以外のネットィングを行うに当たっては、取り決めたネットィング・スキームの法的有効性を当事者間で正確に認識して行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	

以 上

照合通知データフォーマット(項目定義書)(案)

【CSV形式】

項番	項目名称	桁数	タイプ	単位	表示方法	セット内容	設定方法 (◎必須、▲任意設定)	サンプル	備考
1	SEQ	4	数字	—	9999	送信ファイル内のSEQ番号	◎	0001	
2	取引業者	4	数字	—	9999	日銀ネット上の「金融機関等コード」	◎	0324	決済代行先へ送付する場合、取引業者欄には実際の決済相手(項番7「貴社国債決済口座」の頭4桁)
3	受渡日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の受渡日	◎	20100706	
4	明細・合計区分	1	数字	—	9	ネットティング後の合計は「1」 ネットティング元の明細は「2」	◎	1	
5	保有形態	1	数字	—	9	固定値:1	◎	1	1=振込
6	貴社資金決済口座	7	数字	—	9999999	日銀当座預金コード	◎ (備考欄参照)	1234001	項番13「資金決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(国債決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
7	貴社国債決済口座	8	数字	—	99999999	日銀国債決済コード	◎ (備考欄参照)	12340001	項番14「国債決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(資金決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
8	当社資金決済口座	7	数字	—	9999999	日銀当座預金コード	◎ (備考欄参照)	7890001	項番13「資金決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(国債決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
9	当社国債決済口座	8	数字	—	99999999	日銀国債決済コード	◎ (備考欄参照)	78900001	項番14「国債決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(資金決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
10	照会番号	—	英数字	—	x---x	作成側での自動採番(同じ番号であれば同一ネットティングに対してという意)	◎	60545000	不一致等での照会用
11	貴社決済種別	1	数字	—	9	1. 資金受取、2. 資金支払、 3. DVP(売)、4. DVP(買)、 5. FOP(売)、6. FOP(買)、 7. 資金受取・FOP(買)、8. 資金支払・FOP(売)、 9. 資金・国債とも決済なし	◎	3	
12	決済時限	4	数字	—	9999	決済時限がある場合には時間を設定。指定なしの場合には「即時:0000」を設定。	◎	1500	
13	資金決済金額	—	数字	円	9---9	該当取引の資金決済金額(正数で表示)	◎	1010000000	頭ゼロ埋めなし。項番11「貴社決済種別」が「5」、「6」、「9」である場合は、0(ゼロ)とする。
14	国債決済金額	—	数字	円	9---9	該当取引の国債決済金額(正数で表示)	◎	1000000000	頭ゼロ埋めなし。項番11「貴社決済種別」が「1」、「2」、「9」である場合は、0(ゼロ)とする。
15	信託銀行ファンドNO	—	英数字	—	x---x	ファンド番号19桁で左詰め 信託銀行との取引の場合必須	対信託取引◎ (それ以外▲)	ABCDEFGHI5000000001	
16	銘柄名称	—	英数字+漢字	—	k---k	銘柄名称	▲	利国債10年297カイ	
17	銘柄コード	12	英数字	—	x---x	ISINコード(12桁)	◎	JP11029718C3	
18	約定日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の約定日	▲	20100704	項番4「明細・合計区分」が「1」であるデータの場合には任意設定。(ブック8桁セット有無についても任意。ネットティング後の合計データにおいては照合対象外項目。)
19	(記事(国債払出先関係者1))BIC	11	英数字	—	x---x	BICコード左詰め 非居住者(BICコードを利用しない等の非居住者を除く。)の場合設定	▲	DDDDDEFF	
20	(記事(国債払出先関係者1))BIC以外	35	数字	—	9---9	金融機関の場合は4桁の統一金融機関番号、証券会社は4桁の証券会社等標準コードを左詰で設定 非居住者の場合においてBICコードを利用しない等の場合は「保振統一ファンドコード」を左詰で設定 信託勘定等の場合は「ファンド番号」を左詰で設定	▲	1234	
21	(記事(国債払出先関係者1))コード設定主体	35	英数字	—	x---x	統一金融機関番号の場合は「BA」、証券会社等標準コードの場合は「SC」を設定 非居住者の場合においてBICコードを利用しない等の場合は「NR」を設定 信託勘定等の場合は「FN」を設定	▲	BA	
22	(記事(国債払出先関係者1))口座情報	35	英数字カナ	—	x---x	当事者間で合意した内容を記入	▲	5000000001	
23	(記事(国債受入先関係者1))BIC	11	英数字	—	x---x	BICコード左詰め 非居住者(BICコードを利用しない等の非居住者を除く。)の場合設定	▲	DDDDDEFF	
24	(記事(国債受入先関係者1))BIC以外	35	数字	—	9---9	金融機関の場合は4桁の統一金融機関番号、証券会社は4桁の証券会社等標準コードを左詰で設定 非居住者の場合においてBICコードを利用しない等の場合は「保振統一ファンドコード」を左詰で設定 信託勘定等の場合は「ファンド番号」を左詰で設定	▲	1234	
25	(記事(国債受入先関係者1))コード設定主体	35	英数字	—	x---x	統一金融機関番号の場合は「BA」、証券会社等標準コードの場合は「SC」を設定 非居住者の場合においてBICコードを利用しない等の場合は「NR」を設定 信託勘定等の場合は「FN」を設定	▲	FN	
26	(記事(国債受入先関係者1))口座情報	35	英数字カナ	—	x---x	当事者間で合意した内容を記入	▲	5000000001	
27	メッセージ欄	—	英数字カナ	—	x---x	メッセージ記入欄	▲	ワカヤクジョウブン	
28	備考欄	—	英数字カナ	—	x---x	作成者が必要とする事項について記入	▲	5000000001	
29	決済代行委託元(受方)	—	英数字カナ	—	x---x	当事者間で合意した内容を記入	▲	SC1234	
30	決済代行委託元(渡方)	—	英数字カナ	—	x---x	当事者間で合意した内容を記入	▲	BA9876	本項を使用する場合、日銀電文上にセットする記事の内容を記入するなど当事者間で合意した方法で、決済代行委託元を特定。

照合通知データフォーマット(項目定義書)

【CSV形式】

項番	項目名称	桁数	タイプ	単位	表示方法	セット内容	設定方法 (◎必須、▲任意設定)	サンプル	備考
1	SEQ	4	数字	—	9999	送信ファイル内でのSEQ番号	◎	0001	
2	取引業者	4	数字	—	9999	日銀ネット上の「金融機関等コード」	◎	0324	決済代行先へ送付する場合、取引業者欄には実際の決済相手(項番7「貴社国債決済口座」の頭4桁)
3	受渡日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の受渡日	◎	20100706	
4	明細・合計区分	1	数字	—	9	ネットイング後の合計は「1」 ネットイング元の明細は「2」	◎	1	
5	保有形態	1	数字	—	9	固定値:1	◎	1	1=振決
6	貴社資金決済口座	7	数字	—	9999999	日銀当座預金コード	◎ (備考欄参照)	1234001	項番13「資金決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(国債決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
7	貴社国債決済口座	8	数字	—	99999999	日銀国債決済コード	◎ (備考欄参照)	12340001	項番14「国債決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(資金決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
8	当社資金決済口座	7	数字	—	9999999	日銀当座預金コード	◎ (備考欄参照)	7890001	項番13「資金決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(国債決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
9	当社国債決済口座	8	数字	—	99999999	日銀国債決済コード	◎ (備考欄参照)	78900001	項番14「国債決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(資金決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
10	照会番号	—	英数字	—	x---x	作成側での自動採番 (同じ番号であれば同一ネットイングに対してという意)	◎	60545000	不一致等での照会用
11	貴社決済種別	1	数字	—	9	1. 資金受取、2. 資金支払、 3. DVP(売)、4. DVP(買)、 5. FOP(売)、6. FOP(買)、 7. 資金受取・FOP(買)、8. 資金支払・FOP(売)、 9. 資金・国債とも決済なし	◎	3	
12	決済時限	4	数字	—	9999	決済時限がある場合には時間を設定。指定なしの場合には「即時:0000」を設定。	◎	1500	
13	資金決済金額	—	数字	円	9---9	該当取引の資金決済金額(正数で表示)	◎	1010000000	頭ゼロ埋めなし。項番11「貴社決済種別」が「5」、「6」、「9」である場合は、0(ゼロ)とする。
14	国債決済金額	—	数字	円	9---9	該当取引の国債決済金額(正数で表示)	◎	1000000000	頭ゼロ埋めなし。項番11「貴社決済種別」が「1」、「2」、「9」である場合は、0(ゼロ)とする。
15	信託銀行ファンドNO	—	英数字	—	x---x	ファンド番号19桁で左詰め 信託銀行との取引の場合必須	対信託取引◎ (それ以外▲)	ABCDEFGHI5000000001	
16	銘柄名称	—	英数字+漢字	—	k---k	銘柄名称	▲	利国債10年297カイ	
17	銘柄コード	9	数字	—	999999999	日銀銘柄コード(9桁)	◎	111029700	
18	約定日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の約定日	▲	20100704	項番4「明細・合計区分」が「1」であるデータの場合には任意設定。(プランク8桁セット有無についても任意。ネットイング後の合計データにおいては照合対象外項目。)
19	記事欄	—	英数字	—	x---x	通常の決済データにセットしている記事欄をそのまま使用する。 (決済代行を利用している場合も決済代行委託元の情報セット仕様※あり)	対信託取引◎ (それ以外▲)	***現状通り***	決済代行を利用している場合、3~9桁目および18~24桁目へ、決済代行委託元のコードセットなどを行う。(本項、または項番22か項番23への設定を行うなどの方法で、決済代行委託元を特定)
20	メッセージ欄	—	英数字カナ	—	x---x	メッセージ記入欄	▲	ツイカクジョウブン	
21	備考欄	—	英数字カナ	—	x---x	作成者が必要とする事項について記入	▲	5000000001	
22	決済代行委託元(受方)	—	英数字カナ	—	x---x	当事者間で合意した内容を記入	▲	SC1234	本項を使用する場合、日銀電文上にセットする記事の「B」または「0」の部分を除いたものを記入するなど当事者間で合意した方法で、決済代行委託元を特定。
23	決済代行委託元(渡方)	—	英数字カナ	—	x---x	当事者間で合意した内容を記入	▲	BA9876	

一般債の振替決済に関するガイドラインの一部改正について（案）

平成 25 年 10 月 23 日

（下線部分変更）

改正案	現 行	備 考
<p>I. 総 論</p> <p>1. 目 的</p> <p>（省略(第三段落まで、現行どおり)）</p>	<p>I. 総 論</p> <p>1. 目 的</p> <p>証券取引のグローバル化の下、証券市場の国際競争力の基盤たる証券決済システムをより安全で効率性の高いものとするのが喫緊の課題とされている。こうした中、我が国においては、日本銀行が平成 13 年 1 月 4 日に日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）における当座預金決済及び国債決済の即時グロス決済（RTGS）化を実施したほか、株式会社 証券保管振替機構（以下「機構」という。）が、平成 15 年 3 月 31 日に短期社債の振替決済のためのシステムを稼動させた。</p> <p>また、平成 15 年 1 月 6 日から「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のため</p>	

改正案	現 行	備 考
	<p>の関係法律の整備等に関する法律」が施行され、社債、地方債等のいわゆる一般債についても、「社債等の振替に関する法律」に基づき証券不発行を前提とする振替制度が実現可能となった。これに伴い、機構が、平成18年1月10日より、一般債の振替決済のための「一般債・短期社債振替システム」を稼働させることとなっており、同システムでは機構の決済照合システムの利用を前提としてDVP(Delivery Versus Payment)決済を可能としている(以下「一般債・短期社債振替システム」と「決済照合システム」を合わせて「一般債振替システム」という。)</p> <p>日本証券業協会(以下「本協会」という)では、今般の法改正及び機構による一般債振替システムの整備を踏まえ、市場関係者が一般債の売買等の取引を行うに際し、機構の一般債振替システムに基づく決済環境下において決済リスクの削減及び決済の円滑性の確保を図るために遵守すべき市場慣行を、「一般債の振替決済に関するガイドライン」として取りまとめることとした。</p>	

改正案	現 行	備 考
<p><u>平成 25 年〇月には、新日銀ネットの第二段階稼働に対応するため、本ガイドラインの改正を行い、新日銀ネットの稼働日（平成〇年〇月〇日）から実施することとした。</u></p> <p>（以下、現行どおり）</p>	<p>（ 新 設 ）</p> <p>本協会は、一般債の振替決済に際して、多くの市場参加者が本ガイドラインを参考とされることにより、一般債の取引が一層円滑に行われることを望むものである。</p> <p>なお、本ガイドラインは、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない。</p>	<p>・改正ガイドラインの実施日は新日銀ネットの稼働日に合わせる（稼働日決定後に定める）。</p>
<p>Ⅱ. 決済の円滑化に関するガイドライン</p> <p>1. 2 （現行どおり）</p> <p>3. 決済実務に関する市場参加者の行動指針</p> <p>(1) 一般債の決済方法</p> <p>①～④ （現行どおり）</p>	<p>Ⅱ. 決済の円滑化に関するガイドライン</p> <p>1. 2 （省 略）</p> <p>3. 決済実務に関する市場参加者の行動指針</p> <p>(1) 一般債の決済方法</p> <p>① 市場参加者は、決済リスク削減の観点から、当事者間で別段の合意がない限り、自己口・顧客口の別にかかわらず、原則として DVP により決済を行うものとする。</p> <p>② 市場参加者は、決済日当日の決済を円滑に行うため、約定後、速やかに照合を行うものとする。</p>	

改正案	現 行	備 考
<p>⑤ <u>決済においては、原則、当座勘定（同時決済口）を利用することとする。ただし、当事者間の合意により、通常口を利用することも可能とする。</u></p>	<p>③ 市場参加者は、照合処理から振替処理への連動を前提とする環境下で、実質的に振替実行タイミングを制御するという振替申請の一時停止機能の趣旨をよく理解した上で利用し、決済の円滑化に努めるものとする。</p> <p>また、一時停止機能を利用する際、残高がある場合は、可能な限り速やかに解除申告を行うものとする。</p> <p>④ 決済順位については、フェイルの影響を最小化すると同時に、その後の決済の進捗度を高めるために大口決済を優先すべきものと考えられるが、大口決済を優先することで決済がすくむこともあり得るため、各当事者間で状況をよく把握して処理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>	<p>・一般債のDVP決済における資金決済について、当座勘定（同時決済口）の利用が可能となることへの対応</p>

以 上

Q & Aの追加設問イメージ（案）

平成 25 年 10 月 23 日

Q 1 : 日銀ネットの記事欄の入力フィールドのマッピングイメージを示してください。

A : 日銀ネットの記事欄のフォーマットに対して、以下のとおりコード・値を設定してください。

なお、具体的なマッピング例については、別添「入力フィールドのマッピング例」をご参照ください。

- (イ) CPU 接続・ULDL 機能 (ISO20022 フォーマット) の「11.0 DeliveringSettlementParties」の「11.3 Party2」及び「12.0 ReceivingSettlementParties」の「12.3 Party2」
- 日銀ネット入力画面の「記事（国債払出先関係者1）」、「記事（国債受入先関係者1）」
 - i) 「B I C」欄 (12.16.1)
 - ・非居住者の場合は、BICコードを入力する。
 - ii) 「B I C以外」欄 (12.16.3) 及び「コード設定主体」欄 (12.16.4)
 - ・「B I C以外」欄に、金融機関の場合は4桁の統一金融機関番号、証券会社の場合は4桁の証券会社等標準コードを入力する。
 - ・「コード設定主体」欄に、統一金融機関番号の場合は「BA」、証券会社等標準コードの場合は「SC」を入力する。
 - ・BICコードを利用しない等の非居住者の場合は、「B I C以外」欄に「保振統一ファンドコード」を入力し、「コード設定主体」欄に「NR」と入力する。
 - ・ファンド・コードのマッピングについては、「B I C以外」欄に「ファンドコード」を入力し、「コード設定主体」欄に「FN」と入力する。
- (ロ) CPU 接続・ULDL 機能 (ISO20022 フォーマット) の「16.2 QualifiedForeignIntermediary」
- 日銀ネット入力画面の「記事（適格外国仲介業者）」
 - i) 「B I C」欄 (12.15.1)
 - ・BICコードを入力する。
 - ii) 「B I C以外」欄 (12.15.3) 及び「コード設定主体」欄 (12.15.4)
 - ・値は入力しない。

(ガイドラインⅡ、5、「(3)国債DVPシステムにおける記事欄の活用」参照)

以 上

別添

平成25年10月23日

入カフィールドのマッピング例(案)

	例1	例2	例3	例4	例5
国債渡し方の関係者 (コード)	B銀行 (5678) ⇒ 統一金融機関番号	A証券会社 (1234) ⇒ 証券会社等標準コード	A証券会社 (1234) ⇒ 証券会社等標準コード	B銀行 (5678) ⇒ 統一金融機関番号	B銀行 (5678) ⇒ 統一金融機関番号
国債受け方の関係者 (コード)	A証券 (1234) ⇒ 証券会社等標準コード	非居住者D (DDDDDEFF) ⇒ BICコード	非居住者D / 適格外国仲介業者E (EEEEDEFF) ⇒ BICコード	非居住者(BICコードを利用しない等) (1201307260000001) ⇒ 保振統一ファンドコード	C信託銀行 (1234567890) ⇒ ファンドコード

11.0 DeliveringSettlementParties (国債渡し方の関係者)					
11.3 Party2					
(12.16.0) Identification					
(12.16.1) AnyBIC or BICコード					
(12.16.2) ProprietaryIdentification or BICコード以外					
(12.16.3) Identification BIC以外のコード	5678	1234	1234	5678	5678
(12.16.4) Issuer コード設定主体	BA	SC	SC	BA	BA
(12.16.26) SafekeepingAccount					
(12.16.27) Identification 口座情報					
11.4 Party3	(通常時利用しない)	(通常時利用しない)	(通常時利用しない)	(通常時利用しない)	(通常時利用しない)
11.5 Party4	(通常時利用しない)	(通常時利用しない)	(通常時利用しない)	(通常時利用しない)	(通常時利用しない)
11.6 Party5	(通常時利用しない)	(通常時利用しない)	(通常時利用しない)	(通常時利用しない)	(通常時利用しない)
12.0 ReceivingSettlementParties (国債受け方の関係者)					
12.3 Party2					
(12.16.0) Identification					
(12.16.1) AnyBIC or BICコード		DDDDDEFF	DDDDDEFF		
(12.16.2) ProprietaryIdentification or BICコード以外					
(12.16.3) Identification BIC以外のコード	1234			1201307260000001	1234567890
(12.16.4) Issuer コード設定主体	SC			NR	FN
(12.16.26) SafekeepingAccount					
(12.16.27) Identification 口座情報					
12.4 Party3	(通常時利用しない)	(通常時利用しない)	(通常時利用しない)	(通常時利用しない)	(通常時利用しない)
12.5 Party4	(通常時利用しない)	(通常時利用しない)	(通常時利用しない)	(通常時利用しない)	(通常時利用しない)
12.6 Party5	(通常時利用しない)	(通常時利用しない)	(通常時利用しない)	(通常時利用しない)	(通常時利用しない)
16.0 OtherBusinessParties (その他の関係者)					
16.2 QualifiedForeignIntermediary 適格外国仲介業者					
(12.15.0) Identification					
(12.15.1) AnyBIC or BICコード			EEEEDEFF		
(12.15.2) ProprietaryIdentification or BICコード以外					
(12.15.3) Identification BIC以外のコード					
(12.15.4) Issuer コード設定主体					
— Extension					
— ExtensionEnvelope					
— Extension (記事(下記以外))					

新日銀ネット稼働時の過渡期の対応等について

平成 25 年 10 月 23 日

○ 質問内容

新日銀ネット移行時の切替え過渡期の対応については、ネットィングの照合通知データ（「照合通知データフォーマット（項目定義書）」）の運用以外にも市場参加者で揃えるべき事項がありますでしょうか。

また、過渡期対応のために、システム、ツール等の対応が必要となる事項がある場合には、その内容を併せて御回答ください。

主 な 御 意 見

稼働時の未決済データ移行のために ISIN コードと日銀銘柄コードのマッピングが必要となると考えている。

1. ネットィングの照合通知データの移行については、新 B0J ネット第 2 段階の稼働を 10 月 1 日と想定した場合、10 月 1 日決済分のネットィング照合は、前日の 9 月 30 日に実施することになる。9 月 30 日の照合時に、新・旧どちらのフォーマットで照合を行うのかという懸念事項が挙げられる。
2. 移行期のシステム対応について、以下 4 点が、現状考えられる。
 - ・ 弊社システム内に現存するデータを、新 B0J ネット対応システムに、全面的に移管する必要がある。
 - ・ 弊社システム内に保存されている顧客属性（記事の設定変更、DVP 電文フロー、一般債の同時決済口の利用有無など）の事前設定変更が必要になると考えられる。
 - ・ 銘柄コード体系の変更（日銀銘柄コード→ISIN）に伴い、システム内の銘柄属性等の変更が必要になると考えられる。
 - ・ 弊社内のシステム間残高照合機能の仕様変更が考えられ、社内での対応が必要になると考えられる。

ネットィングの照合通知データの移行について、例えば10月1日から新日銀ネット第2段階稼働とした場合、10月1日のネットィング照合は、前日の9月30日に実施する。9月30日のCSVファイルを、旧フォーマットで照合するのか、新フォーマットで照合するのか、といった懸念事項があげられるかと思われる

る。

新日銀ネット第2段階では、システム移行に関しては、上記の観点以外にも、以下のようなことが考えられる。

- ・決済系システムを全面的に再構築するため、全面移行に伴う作業等の十分な準備等が必須。
- ・業務の観点においても、記事の設定変更、DVP電文フロー、一般債の同時決済口利用有無などがあり、顧客属性の事前整備が必須。

また、合わせて、取引相手との事前に確認も必要。

- ・銘柄コード体系の変更(日銀銘柄コード⇒ISIN)

◆翌営業日の国債ネットティング照合について（案2が妥当か？）

【案1】

移行前最終営業日のネットティング照合は行わず、休日の移行作業中に新ファイル形式で照合を行う。

メリット：照合作業が1度のみ、かつ、新ファイル形式での照合が可能となる。移行後初日営業日の新ファイル形式相違が早期検知可能。

デメリット：各社のシステム移行作業における「共通の照合時間」を設定する必要あり。

【案2】

移行前最終営業日のネットティング照合は旧ファイル形式で実施し、各社における移行作業で各社の責任において切替作業を行う。

メリット：照合作業が1度のみ、かつ、各社におけるシステム移行作業スケジュールを調整する必要なし。

デメリット：移行後初日営業日の照合ファイル形式相違の早期検知が不可となる。

【案3】

移行前最終営業日のネットティング照合を旧ファイル形式で実施し、休日の移行作業中にも新ファイル形式で照合を行う。

メリット：移行後初日営業日の新ファイル形式相違が早期検知可能。制度移行不可となった場合でも対応可能。

デメリット：照合作業が新旧形式で2度必要となる。各社のシステム移行作業における「共通の照合時間」を設定する必要あり。

過渡期対応については市場参加者間で擦り合わせを行っていく必要があると考えている。

- ・入札～発行日の決済期間がT+2よりも長くなる期間等に新日銀ネットを稼働開始することを避けていただきたい。
- ・新日銀ネット稼働と金融所得一体課税の対応は同時に行っていただきたい（平成28年年初からの同時開始）。

ネットィングの照合通知データでは、例えば新日銀ネットの稼働日当日受渡のネットィング照合は、その前日に行うこととなるが、前日に作成する CSV ファイルは「新」か「旧」か、どちらで作成（照合）するかを決める必要がある。

また、システム面では、「記事の設定変更」「DVP 電文フロー」「一般債の同時決済口利用の有無」「銘柄コードの変更」など移行に伴う事前準備が発生すると考える。

2016 年に予定されている税制改正との兼合いによるかと思われませんが、新日銀ネットへの切替え過渡期における既存の課税口で保有する玉の取り扱いについて、切替え前最後の利払い日以降は課税口を使用しない、もしくは切替え日に一括移行を行う、等のルール設定が為されることが望ましいと考える。

以 上